

令和5年度 予算審査特別委員会会議録（第4号）

令和5年3月15日（水曜日）
安平町議会議場（総合庁舎）

1 付託事件

No.	件名
1	令和5年第2回安平町議会定例会 議案第19号 令和5年度安平町一般会計予算について
2	令和5年第2回安平町議会定例会 議案第20号 令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
3	令和5年第2回安平町議会定例会 議案第21号 令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
4	令和5年第2回安平町議会定例会 議案第22号 令和5年度安平町介護保険事業特別会計予算について
5	令和5年第2回安平町議会定例会 議案第23号 令和5年度安平町公共下水道事業特別会計予算について
6	令和5年第2回安平町議会定例会 議案第24号 令和5年度安平町水道事業会計予算について

2 出席委員（10名）

職名	氏名	職名	氏名
委員長	鳥越 真由美	副委員長	米川 恵美子
委員	工藤 秀一	委員	小笠原 直治
委員	工藤 隆男	委員	三浦 恵美子
委員	箱崎 英輔	委員	内藤 圭子
委員	高山 正人	委員	梅森 敬仁

3 欠席委員

職名	氏名
委員	田村 興文

4 委員外出席議員

職名	氏名
議長	多田 政拓

5 説明のため出席した者の職氏名

(1) 町長事務部局

職名	氏名	職名	氏名
町長	及川秀一郎	副町長	田中一省
総務課長	木林直樹	総務課参事	小板橋憲仁
政策推進課長	渡邊匡人	政策推進課参事	山口崇
税務住民課長	下出佳史	税務住民課参事	熊谷泰裕
産業振興課長	森池和哉	建設課長	塩谷慎嗣
建設課参事	伊藤富美雄	健康福祉課長	阿部充幸
健康福祉課参事	池田恵司	水道課長	蟹谷光宏
水道課参事	谷村英俊	総合支所長	大窪好己
地域推進課長	村上純一		

(2) 教育委員会事務部局

職名	氏名	職名	氏名
教育長	種田直章	教育次長	永桶憲義
教育委員会参事	佐々木英生		

(3) 監査委員

職名	氏名
代表監査委員	小川誠一

6 議会事務局出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	木林一雄	課長補佐	石塚一哉

会 議 の 顛 末

[開会・開議 午前 10 時 00 分]

◎ 再開・開議宣告

○委員長（鳥越真由美君） 皆様おはようございます。昨日に引き続き予算審査特別委員会を再開します。只今の出席委員数は 10 名であり、会議は成立しますので直ちに本日の会議を開きます。

○委員長（鳥越真由美君） それでは一般会計予算の質疑を行います。一般会計予算書の 232 ページをお開き下さい。

質疑をお受けする前に昨日の小笠原委員の質疑に対する答弁保留と、配布資料の説明について教育次長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

[永桶教育次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 昨日の答弁ですが、漠然とした説明となりまして申し訳ありません。それで基本のご説明させていただいた内容については予算書の魅力化の部分の中ではあるのですが、こちら実施計画の総括表で出されました 1409 万 1000 円の内訳としてどのようなものかということをお配りした資料でご説明させていただきたいと思っております。

こちらの予算の赤枠で記載させていただいたところが今回のこの 1490 万 1000 円となりますので、昨日の説明のように働き方改革に向けてなどにおける魅力化を行うための事業として、こちらの事業をピックアップして計上させていただいていることをご確認いただければと思っています。

続きまして部活動の運営の委託料の関係でお話を一部させていただきます。私こちらの方は一部ちょっと説明が誤っていた部分がありますので訂正して説明させていただきます。まずこちらの部活動の委託業務ですが、来年度から地域おこし協力隊などの導入も行って地域移行化を加速させるための事業を行う予定となっています。但し、こちらにおいてはまだちょっと不透明なところがありますが、本年度予算の計上するにあたって国が令和 7 年度までに地域移行に対しての補助制度などの提案という案が出されました。それを見ますと地域移行化を進めるにあたって有利な予算も使えるという流れから、こちらの詳細がまだはっきりしない段階ではありましたが、この予算を活用しながら早急に地域移行に行えるような形が取ればなというこ

とで予算化をさせていただいた経過となっています。但し実際には昨日説明したように、実際にはまだ地域の部活動指導員などの移行に対するものが現実的な流れとなっていて、後ほど中学校費で出てきます科目の中でこちらは賃金として、報酬として部活動指導員はこれまでどおり6名の予算を計上させていただきまして、これが合わせて来年度早急に地域移行化ができるかどうかということも睨みながら進めていくというような形で予算化をさせていただきたいという経過となっています。ですから多少導入時期とか見通しはまだ定かではないですが、経過によってはこちらの予算が全て使うのではなくどちらかで来年度は進むという形が現実的と思いながらこういったような計上をさせていただいています。また補助制度も当初出された案よりかなり補助率も縮小されてきましたので、今のところ有利性も見受けられないところもあるので、その辺は慎重に対応させていただければなと思っています。

もう1点ですが、こちらは校章デザイン制作業務委託料です。説明の方にはあびらの教育PR、コンセプトブックという説明をさせていただいているのですが、この名称におきまして受ける印象が校章のデザインを作成する経費ではなかろうかというようなことを、ちょっと誤解を受ける内容の表現かなというところは私も個人として説明させていただいたところですが、こちらの考え方として昨年というか本年度ですね、令和4年度に校章を作るにあたって単にデザインの机上で製作をするというよりは学校建設にたどった経過を全て洗い直した上で、また地域の自然等も見ながら今回の学校コンセプトを一から洗い直した上で校章を決定していたというような経過がありまして、その辺のところを既に分析をさせていただいたというような流れの中から校章が生まれたというところに至っていますので、このデザイナーによって、コンセプトブックにおいては昨日町長からの説明もあったのですが、かなり一から作るというような内容のものが多いため、金額はさることながらそういったような比較的ゼロからするよりむしろ効率的にこの事業を推進できるのかなということを希望というか見込みまして、こういったような形でですね、ある意味継続的な流れの事業とした中で進めていきたいという思いで、表現的には紛らわしい表現になったかもしれませんが基本的にはそういった考え方で今回計上させていただいたというような経過となっています。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔小笠原委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 小笠原委員。

○3番（小笠原直治君） 今次長の方から説明がありまして、早い話が100万以下の方が予算資料の方に載っていない分、見えない分であって、今日改めて

47万円を足した資料の中で提出をしたということですね。そうすると我々にくれた事業計画の地域学校協働本部設置事業にはお金は一銭も掛からないという理解で、この項目は消してよろしいですね。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 強いて言いますと学校協働本部の予算的に無いという表現もしましたが、強いて言うところらの一部視察等道内の視察を目指すところがその意味合いでという部分であれば、それがかかる部分かなと思いますが、基本的な考え方からすると昨日お話していただいた講師謝礼においても実績の伴わないものというようなこともありますので、この辺の執行については色々考え方は精査しながら実施をしていく考え方にはなるのかなと思います。

〔小笠原委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 小笠原委員。

○3番（小笠原直治君） これから作るというふうに昨日教育長が言っていて、私は去年7月15日に説明をされて本部を作っていくことになって、今年の10月か11月の目途だって教育長言われたけど、何をしてきたのかなと思って、いわゆる令和5年度4月1日からやるという形の中でなぜ準備をして来てこなかったのか私の方でも疑問ですし、地域プロジェクトマネージャーの仕事とこれは全く違います。これは平成30年いわゆる社会教育法が変えてから学校運営協議会とともに義務化になってきて、その時に本部稼働推進員やるっていう形の中で進めてもう4年経っているのです。その中でこれから立ち上げていくっていうのは極めて私はどういうことなのかなと。私は既に4月1日からぴしっとなんと思っていたのですよ、体制的には。でも昨日教育長からいくとまだまだ10月なるか目途とか言っていますから。そこは極めて不審に思う点がありますし、そんな意味で今次長が言ったとおりにこれから作っていく時にお金がかかってくる時には最終的に補正で出てくるだろうと思っているのですよ、かかる経費については。いわゆる推進員の皆さんが動けばそれだけの謝金としてのお金というのは出すわけですから、これから補正の中でしっかりと立ち上げて活動をしていくってことになった時に、4名の体制が決まった時にどういう業務を行っていくといた時には補正の中から生まれてくるだろうと思いますからそれは補正の中でしっかりするだろうと思いますのでわかりました。それで説明してください、我々にね。それで委員長、私の次の質問。いいですねそれでね。

〔種田教育長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育長。

○教育長（種田直章君） ちょっと難しい問題だなと思いますが。4月1日からとおっしゃいましたが、要は前にも答弁の中で触れさせていただきましたが令和2年9月の時点を皮切りに町内の校長方から色々なご意見を聞いてきました。学校運営協議会の今抱えている課題とか、それから実際に今後はそれを形骸化しないように進めていくために具体的にどのような方策が考えられるかも折に触れて聞き取って参りました。以前議会の中でも箱崎議員さんの方から地域学校協働本部の立ち上げについてどのように考えていらっしゃるかとのお話もありましたが、決してこのことについては避けてきた問題ではなくて時間をかけてやってきたという経緯があります。なぜかということ、そもそも地域プロジェクトマネージャーを教育の分野で置かなければならない理由を考えていただければすぐにわかるかと思いますが、結局これは人材がなかなかいないということが課題としてあるわけで、そこで教育の分野にも明るい方を地域プロジェクトマネージャーとして招き入れることでですね人材の今後につながっていく人材の育成を進めていきたいという考え方に基づいて置いた経緯がありますので。ですから今回も答弁の中で言いましたが推進員についてもやはり今こういう適切な人がいる中で進めていくわけではなくて、今後ある程度そういう方にあたって意思を確認した上で推進員としてやっていただけないかと。今後の研修に関わっていただきたいとお願いしていく経緯がこれから生じて参りますので、当然4月1日からできるという問題ではないかなと考えています。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔小笠原委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 小笠原委員。

○3番（小笠原直治君） 教育長に反論するわけではなりませんが、文科省の言っている社会教育法9条7に関する推進員の関係については、やりたいという地域にいる人は誰でもいいですよと、何も資格もないのですよ。あたかも否定的に教育長が言って人がいないだとかって言っていますけども文科省の指導には日頃から地域でやってくれる人をピックアップしてくださいって文科省の指導書に載っていますね、Q&Aに載っているんですよ。ね、教育長。だから準備するために7条改正になった時から準備してCSのある学校はきちんと地域学校協働本部を立ち上げるためにきちんと準備してくださいよってことを文科省の中でやっていますから、それは教育長ね、いただけない答弁で俺は怠慢だったのかなと思って言いますよ。いないとだったら失礼ですよ地域の人に。やりたい人は文科省はどんどん入れてくださいって

言っているのですから。それはちょっと認識が私と違うとだけは言うておきます、回答は要りません。言ったってお互い意見の違いがありますからいいですよ。それは教育長の考え方であって。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 基本的に早来学園の中で地域学校協働本部を設置していくということは例えば追分の小学校、コムスクが一番先に立ち上げて、そこに地域協働本部を立ち上げて、例えばそこに地域プロジェクトマネージャーを導入するのであれば文科省の言う地域のそういった人材をピックアップしておいてやるっていうことは可能だったと思います。ただ今回は、早来学園は単なる学校だけでなく社会教育的なことも含めて全国からも注目を浴びながらも新しいことを取り組んでいく学校ということですので、ですからずっとこれまで何もしてこなかったということではなく4月の前に全てが完了する、そういったことはなかなか至難の業だったと。これからLPMのプロジェクトマネージャーを採用して、そういった方の力も借りながら更により良いものにしていくということで年度途中になりますが、そこでスタートと。4月にはLPMがおられませんのでそういったところをご理解いただければと思います。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔小笠原委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 小笠原委員。

○3番（小笠原直治君） 昨日の続きで、部活の関係で。今次長が言われている確かに今年の文科省のコミュニティスクール地域学校協同の一体化推進についての令和5年度版が出ていますね、これ。教育長が見ているとおり。これの中にスポーツクラブの活動移行というのが一つのマニュアルとしてきちんと出ていて、確かに令和7年度に向けていきなさいよと出ています。今回の場合については体制的にどういうことなのかなっていうことでいけば、最初にやるのは市町村では地域学校協働本部含めて民間の事業者、大学、スポーツ団体含めてそれらの人たちの協力を得ながら地域クラブ活動をしているながら、そして学校の繋がりをどうしていくのかっていうことで提起をして、次の段階において総合的なスポーツクラブと民間業者と一体となって地域クラブ活動をやっていくと。これはずっと令和8年まで移動している部分であって、今回は民間業務委託にするのだけど道筋が見えてきていないのですね。どういふうにしていくのかっていう問題があって、とりあえず文科省が言っているのは部活指導員の配置に支援を出しますよと。文科省が言った

的に民間を入れていくってことになる、それらの経費については保護者の負担になるのかね、それは年間でやっていくのかね。それらの考え方についてはどう描いていって、そして昨日ちらっと言ったのはテニスをやると。どんなメニューを揃えていくのかっていう問題も含めて出てくるから考え方として両校の中学課程の生徒に対してどういうメニューの中でどういう民間のスポーツをやっていく方をどう入れていくのかを一つの描き方についてどういう考え方、会費の問題も含めてどう考えていますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今私先ほど保護者の方の意見の部分もあったのですが、実際には部活動が行われている上でやはり種目によってはそれぞれの種目によってある程度の自己負担が発生しています。ただ何となく保護者の説明会からもイメージした言い方だと、学校の授業そのままのあれなので、全然金額がかかっていませんという感じのイメージを持っている方もいらっしゃるのですが、実際にこれまでも部活動においては後援会的な部分で若干の支出はしているものの、あとは競技によってそれぞれの部分で負担金がある程度取られているところ、取られていないところの形で運営されているのが実態なのかと思っています。そこに更に本町だけに限らず今度は部活動を一体化で行おうとすると移動の問題とかが出てきます。ですからそういった場合にはこれまでスクールバスは学校活動の延長線という形でスクールバスの運行もしていましたが、そういった点の部分をどうするかということも一つの課題となってくると思いますので、その辺あまりにも激変な地域移行になるようですと当然保護者の方々の理解を得られないと思いますから、そういったところをきちんと整理した上で進めていくのが当たり前の対応かなと思っていますので。今具体的に種目によって違うというのは果たして一律の負担金をとるような地域移行になるのかとか、そういったことも実際イメージをちゃんとしていかないと成り立たないということが色々なところが今浮彫りになってきていますので、そういったところを整理してきちんとやっていきたいと思っています。

〔小笠原委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 小笠原委員。

○3番（小笠原直治君） 現行、追分中学校では生徒から2000円取っていますね。徴収してクラブの運営含めて遠征費含めてやっていますよね。早来中学校は私わかりませんが、追分中学校から入っていない子も入っている子も2000円というのがいわゆる保護者の負担としてやっている経緯ですよ。実

態論として、ですよ。私の認識の間違いなら大変失礼ですけど。私が保護者から聞いた時には 2000 円って言いましたね、2000 円を遠征費とか何だか含めて生徒の保護者からいただいていると聞いているのですが、それが間違いだったら私の勘違いかもしれませんが、それはするしないは別として入ったら取るという形になって、いわゆるその関係含めていくと民間の業者に委託した時にまだまだ経費、保護者負担についてはまだまだこれから協議ってことですね、まだ見えてきていない形でこれからってことですね。そういうことですね。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） この問題は新しい取り組みでわかりにくい部分もあるのですが、若干私の考え方というか今の認識も含めてお話したいと思います。これまで小学生中心とした少年団ですね、様々あった。その指導者はボランティアでほぼやってきたという歴史があります。中学校についても元々学校の先生が教えていたという時代があって、そこではほとんど生徒が多く先生も多い時代は乗り切れたのですが、そこが少子化になってきたり先生の数も減ってきた。指導者が不足してきたということで町内もしくは近隣の外部指導者ということで招き入れてやってきた。震災以降アビススポーツクラブという NPO が立ち上がって様々なスポーツの指導者を登録制度にしながら、これもほぼ無報酬だと思いますけれども、そういった団体が安平町で出来上がってきたと。そこを今文科省で言われている部活動の指導もこういった地域移行にしていこうということで今動いているわけです。その中でキーワードになってくる指導者ですね。調整もしていく指導者を我々は競技を指導するだけではない全体的な取り組みの指導をしていく役割を地域おこし協力隊員を来年度から配置をして、そして民間の NPO のアビススポーツクラブの担当の方は皆さん本職を持ってやっているわけですし、そういったところから専任的に雇うこともできませんでしたしお金も無いわけですから。そういったところで町としては地域おこし協力隊員を配置していく。さらに今回委託料という形で 300 万超えている部分。これもほぼ講師、指導者そういったところをこれから当たっていきながら、そのアビススポーツクラブになると思いますがお願いをして、そしてこの地域スポーツクラブの指導者を確保していく。後段出てくるかもしれませんが、それでも我々が 6 名ですか、指導者として個別の賃金としてお払いをする。そういったところを組み合わせで委託の中でアビススポーツクラブの中でやっていただいくもの。そしてこれまで従来どおり借金のような形でお願いしていくやり方、そういったものを来年度は抱き合わせの中で安平町のこの地域スポーツクラブ移行に耐えられる、こういったアビススポーツクラブの方が実施主体

になると思いますが、そこを中心としながら教育委員会、学校、体協、そういったこれまでの組織、団体の力もお借りしながら教育委員会の役割、アビースポーツクラブの役割、学校、地域人材、少年団、体協を含めた様々な役割をあまりご負担掛けない中で一体的にやっという考え方を持っています。その中にはスポーツだけでなく文化活動についてもできればいいなど。そこはなかなかまだ課題がハードルが高いわけですが、そういったところも含めて中学校の部活動、少年団のスポーツ活動、その指導する方たちの育成だったり、またその母体をきちんとしていこうというのが今回の取り組みであります。その一部が中学校の部活にかかる対策ということで予算も計上させていただいていますし個別の従来型の予算もありますので、ちょっとわかりづらい構図になっていますが、そういう全体的な今見直しの中で国からも北海道からも支援がいただけるという情報をいただいたので、町としてはこういった組織をきちんと立ち上げて、国から北海道から支援をいただきながらこの地域スポーツクラブの移行を進めていきたいということで取り組んでいくものです。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。あ、この地域部活動運營業務委託料については3回終わりました。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。232、233 よろしいですね。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ234、235 ページ。

〔工藤秀一委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 工藤秀一委員。

○1番（工藤秀一君） 私の方は234 ページのスクールバス運營業務のことで伺いたいと思います。この4月から早来学園が開校になって遠浅小、安平小に通っていた生徒たちが新入生含めてスクールバスで通学することになると思います。そのスクールバスのコースが何コースというか運行されているのか。また、それぞれ何人乗って最大に乗った生徒が最初に乗った生徒が学校に着いて降りるまでの時間が、長い方がどのぐらいの時間乗っているのか確認したいと思いますけれどもお願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 来年度から早来学園ができることによりまして通学

にバスを利用される方が早来地区では123名となります。これまで3路線で行っていたものが遠浅地区から来る方が多い関係で遠浅方面からを1路線増やして全部で4路線として運行しようと思います。追分地区に関しては今まで2路線でしたが、この2路線も実を言うと人数が14名のところを2路線で行っていたので、そこら辺は早来地区が一番少なくとも24名、一番多いのは37名の乗車となっていますので、その辺の事情も説明することと、あと今議員がお尋ねになりました運行時間ですが追分については1路線にしても42分という運行時間となります。ただ早来地区においては最短の部分であっても40分です、一番長い運行時間となる安平方面からは55分というのを試算上では出して既に保護者に説明が終わっている形です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔工藤秀一委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 工藤秀一委員。

○1番（工藤秀一君） 確か私も新しい学校を作る前に安平町の学校を一つにしたらどうだと話をした時に、問題になったのはそのスクールバスの運行時間だったかなと思いますけど。この55分かかることに関してどのようにお考えか伺いたいと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 国が示す指針というか方向性としては概ね60分というのが目指す時間となっています。そこは一応クリアしているのですが、やはり今回早来学園になるにあたって今度は小学1年生から乗車するというのを考えれば正直私たちもそういう小さな方に対してはすごく辛い時間帯になるのかなと考えていまして、スクールバスの協議会だとか保護者説明会の中では一部の保護者からもバス停をもう少し集約して少しできる範囲で時間短縮ができないかだとか色々お話もいただきながら進めていったのですが、そう言いながらも逆に近くまで迎えに来ていただきたいというような保護者もいまして、今回そこをちょうどまだ折衷的にやるような形の中で安平地区は55分と設定させていただきました。今後まずは1学期、様子を見させてくださいということで保護者の方にも説明した上でこの子どもたちに与える影響とかを検証しながらこちらの路線の見直しも視野に入れた上で解消したいと考えています。

〔工藤秀一委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 工藤秀一委員。

○1番（工藤秀一君） スクールバスに乗る運用ルールというかバス停までの距離をどの範囲にするとかって。例えば乗車時間を何分以内にするとかまずそういうルール決めが大事なのかなと思っているのですが。また今回のその安平からの路線の方を教えてもらったのだけど、安平から出て安平の工業団地を追分方向に戻って更に瑞穂まで行って、また国道まで戻ってきて守田線に出ていくというのはちょっとやっぱりジグザグすぎるなという感じがして、ここは改善が必要ではないだろうかと思っていますけど。そういったところをです、もう少し工夫ほしいなと思いますけどいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 基本的な考え方は教育委員会の方で説明したとおりです。過去には私もスクールバス運行協議会に10年ぐらい前ですかね、居たときに最長で1時間10分かかっていた時期もありました。当然農家の方が毎年乗る対象者って変わってきますね。新規で入る方が相当距離離れている場合その往復だけで相当5分、10分というケースが2、3件来るとルートの見直しも弾力的にやっていきます。追分地区でいくと最長バス停まで2km歩いて来ていただいていた方も過去にはおりました。そこまで逆に入り込めないような奥地もあったり色んなことがあります。今回の工藤秀一さんが今言われた安平地区については新規就農の方が空いていたところに入られて、そこも安平小の時に問題になった、距離が近い。でもそこに危険性があるからスクールバスに乗っていただくということで工夫をしながら1件1件やってきた積み上げですので、今回国の60分というところを目標にしながらできるだけ短くというのは我々も考えていますが、しかしながらコスト的なものであったり運転手の確保であったりバスの確保、冬期間含めてそういった効率的な運航を目指さなければなりません。両方を睨みながら例えば本当に離れた方が1件だけある場合はそこは別対応というような、スクールバスではない別対応を、個別対応を何か工夫してやっていく。ハイヤーなのかデマンド空いている時に使うのか別としても何かそういうふうに毎年毎年そこを目指して少しずつでも時間が短くなっていくように努力していきたいと考えています。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですね。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 私もこのスクールバス運行業務委託料のところですが、運転手の他に補助員が乗車しているのかどうか。下車の確認だとか乗車下車の安全のためだとか考えられますけど、その辺のところはいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 補助員は置いていませんが運転手の方々は全て本日の乗る方とか朝に出欠、欠席の情報があった場合には運行前に情報を得て、どこの方が乗る乗らないっていうのは全て把握した上で運行しています。ですから路線の変更のところも色々ご意見があったのですが、そういった対応もあってできるだけ軽微な移動に軽微の修正の中でそういった体制もきちんと確保できるように安全を守って運転をするという考え方で行っていますので、補助員まで付けられていないのが現状ですが、そういった運行はさせていただいています。

〔米川委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 運転手さんの指導はしっかりとしていただきたいと思いますが、次、車輛が新しい車輛を購入するって言っていますが、下車確認ができるとかそんな車輛で今問題になっていますね。下車しなかった子が外から見えるようにとかね。そういう車輛を用意するとか、そういったような考えとか配慮をした車輛を購入する予定なのですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 基本的に今のスクールバスの考え方というか運行状況ではそういった方が生まれるということは基本的にありません。ですから本来こども園でも無いですが、そういった事故があるということを踏まえてこども園の関係のバスには本年度そういった補助で後付けの装置をつけるような対応を一応予定されると思うのですが、こちらスクールバスにおいてははまだそこまでの形にもなっていませんし現状で学校に送迎した後、車輛をセンターに戻った後すぐきちんと今度は管理する形になりまして、こども園では園の職員が運転手を兼ねる時もあるのですが、こちらの方は完全に運行事業者が運航しているバスと考え方ですので、その辺はきっちりとした体制で対応させていただいていますので心配はなからうかと思っています。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。他にございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようなので 236、237 ページに移ります。質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので 238、239 ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 239 ページの単純な質問なのですが、事業費の燃料費こちらすごい下がっているのですが、これ要因は何でしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） この質問は全体的にご説明した方がいいかなと思いますので先にご説明させていただきますが、新年度から我が町の学校は小学校が1つ中学校が1つ義務教育学校が1つとなりまして、お気づきの方もいると思うのですが今年の予算書の作りも少し変わっています。中学校においては当然早来中学校があったのが無くなっている所以今度追分中学校だけになります。追分中学校だけになりますので、この燃料の部分に関しては追分中学校はオール電化なものですから、そこで燃料等は使わない実態があります。ちなみに小学校ですと当然4つの小学校が1つになりますから、そういった点でも燃料費等そういった経費が全て、

○町長（及川秀一郎君） 小学校は3つ。

○教育次長（永桶憲義君） 3つですか、ごめんなさい。ん。いや4つ。

○教育長（種田直章君） うん。追分入れて。

○町長（及川秀一郎君） 4つが1つになって言った。

○委員長（鳥越真由美君） そうそう。

○町長（及川秀一郎君） そこは1校にという意味でなくて、

○委員長（鳥越真由美君） 3つが1つにですよ。4つが1つになっておっしゃったので、

○教育次長（永桶憲義君） あ、そういう意味、ごめんなさい。4校あったのが1校になりますので統合ではなくて1校だけが予算上では小学校になりますので、これまで安平、早来、遠浅の燃料費等、電気代についても相当ありましたので、そちらに関してもそういった形で落ちています。そして義務教育学校は当然今回早来小学校と中学校が合築になった形になりますから、これまでの小学校の一部と中学校の一部があったのですが、中学校はご存知のとおり仮設校舎でしたから若干燃料代とかも規模が小さくてある意味見方としては大きくなっているように思いますけれども、当時の早来中学校と早来小学校の燃料代からすると大体3分の2からその程度の燃料費で収まっているのが実際のまだ稼働して1、2か月ですが、そういった形ではありますが、なかなか当初予算をとる時も実際どのぐらいこういうものがかかるのか掴みにくいところがありましたのでその辺が難しいところと、あと電気代については例えば今回中学校1つになりました、追分になりますとすごく今激増しているので、この辺もそれぞれの1校ずつの科目設定になるとこの辺の数字がかなり移動するという現象が起きていますので全体的にご理解をいただければなと思っています。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようなので次に移ります。240、241 ページ。

〔小笠原委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 小笠原委員。

○3番（小笠原直治君） 中学校教育振興経費、報酬含めてあるのはこれは部活の先生の報酬ということで理解してよろしいですね。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらは部活動指導員、先生でない方が指導員として入った場合の経費としてなっています。こちらは運動部に限らず早来では吹奏楽部などの文化部も含みますので今回6名の計上をさせていただいているというところがあります。昨年度から比べると追分地区の中学校も前向きに今その辺の考え方を進めていますので、そういった形で当初金額が上がっている形になっています。

[小笠原委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 小笠原委員。
- 3番（小笠原直治君） これ6名の報酬ということですね。そうするとこれ中学校って1つしかないのに6名入るの。これ計上の仕方がおかしくない。これ義務教育学校の方に分けてやらなかったら意味が通じないのですが。

[永桶教育次長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 厳密に言うとそうですが中学後期課程の部分ということで、ここの部分に関しては科目をそのままさせていただきましたので、その辺はご指摘の部分もあるかと思えます。

[及川町長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 町長。
- 町長（及川秀一郎君） 基本的には義務教育学校とこの追分中学校を分けるべきというご指摘、ここは来年度に向けて検討させていただきたいと思えます。前段再質問したかったけれども先ほど3回目ということでは言われなかったのが実施計画レベルではこの委託事業と今のまさしく6人とといったものも含めて我々実施計画の中で議論しながら検討してきましたので。その先生も例えば中学校、追中専任ではなく義務教と両方を見なければならぬことだと思いますから、そうしましたら日数で按分したり細かく分けることは可能だと思いますが、まだそこまでこの組織体が出来上がってなかったり今過渡期でありますので、令和6年度の予算の際にはそこら辺もきちんと整理できるように改めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

- 委員長（鳥越真由美君） 他になければ先に進みます。242、243 ページ。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） ないようですので進みます。244、245 ページ。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） ないようですので、

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 244 ページの2目の義務教育学校教育振興経費、こちらの学校備品はこれ開校準備事業となっているのですが、今年度に計上した理由を伺います。

[永桶教育次長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） こちらですね財政の調整というのも含めてすぐ使うものでなかろうという部分を年度で少し先送りしたような部分があることなどのものが今回の備品の内容となっています。正直、地域開放といったような魅力化アップのための今回備品を購入する予定となっていますので、それについてそういったような調整的な形で計上させていただいたようなところがあります。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので246、247 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ248、249 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので250、251 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので252、253 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ 254、255 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので 256、257 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので 258、259 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 260、261 ページ。

〔米川委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 261 ページの賄材料費ですが、今までこれ聞いたことなかったのですが高校生までの給食を提供するとなったら小学校、中学校、高校生として食べる量だとかカロリーだとか違ってくるのだろうと思うのですが、その辺のところはどうなっているのか。同じ給食を提供メニューも含めて同じ給食を提供するのかどうか伺います。それから児童生徒によってその食材費の一人あたりの価格はどれぐらいを見込んでいるのかということも合わせて伺います。

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。261 ページの上の方の⑦の賄材料費の件ですね。

○2番（米川恵美子君） え、そうです。

○委員長（鳥越真由美君） そうですね。ということです。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 賄材料費においては、まず先に高校の話を見せていただくと基本的に中学校小学校の学校給食の基準というものはきちんと示されているのですが、高校の基準というのは明確なものがないことがありまして、今回導入するにあたってその辺給食センターでも色々と研究しながら検討していたのですが、とりあえず色々システムの変更だとか調理のことも含めて当初というか中学校と同レベルの食材を提供するという考え方でいっています。この要因としては確実に小学校中学校の場合は牛乳も含めて全

体のカロリー計算を行って提供を行うのですが、高校の場合はその牛乳の提供は高校生の場合自由にお茶を買って飲むとかジュースを飲むとかというところでの、ちょっと栄養分の確保の部分ではなかなか対応ができない部分もあるということで割り切りさせていただいたのが現状となります。それで賄材料費というか今まで中学生であれば一人あたり一食あたり 309 円だったのが今回 339 円計算で積算をされていますので、全体で 10%程度の値上がりというようなことは以前にもお話をさせていただいたのですが、その分の値段の追加は、ご負担は保護者からはいただかない対策で当面の間進めていく考え方で今回の予算を計上させていただいています。

(理事者側協議)

○教育次長(永桶憲義君) あ、はい。追高においては牛乳が出さないことにおいて 100 円程度安く提供するというのと、今当初は希望者のみということだったので当初は全校生徒ということにはならず、実際には数十人程度の利用の希望者しかなくて、新年度入ってくるお子さんがこの後希望をとってどのぐらい増えていくのかというのが現状のようです。

○委員長(鳥越真由美君) よろしいですか。

[米川委員挙手]

○委員長(鳥越真由美君) 米川委員。

○2番(米川恵美子君) そうしましたら、高校生の場合は 100 円程度安くなるということは 239 円のマテリアル費ってことになるのでしょうか。そうしましたら、それで昨年度の予算から見ましたらちょっと上がっている部分は食材費の値上がりと高校生の分ということで全体の経費は上がっているということなのです。それで今も食材費が上がっていることで父兄からは徴収しないという話でしたが、今食品全般的に上がっていますね。食品だけでなく食事を提供するものの経費、電気代とかガス代とか含めて全部上がっていて家庭でもそれから食事を提供する色々な業者にしても大変苦労しているところですが、その中で町の方で値上げ分は全部もって父兄には徴収しないということですが、でも他の自治体でしたら例えばブランド品の牛肉なんかでも今まで使っていた牛肉を豚肉に変えるとかしてすごく材料費を抑えるという苦労をして栄養価を落とさないでおいしいものを提供する、それでもその材料費はなるべく抑えていきたいという努力はしていると報道などで聞いています。一般の家庭の中でも工夫はしていますが町としてはそういう工夫はするつもりはないのか。あまりにも高額な材料を使わなくても栄養価、カロリーだとか間合えばそれなりの不足のない給食のメニューが作られるのではないかと思いますけどいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） まず先ほど私答弁しました牛乳を抜いた高校生の金額ですが、実際に 50 円程度安くなるというか月額で私の手元で持っているものですから月額で 730 円ぐらい低くなる試算になっています。今委員がおっしゃられたようなことは、私たちの給食センターものすごくこれまでそういう対応を行って給食費を上げないでここも平成 24 年から給食費を上げないでこれまで運営してきたのが結果です。ですからそういったようなところも調整しながら地域の魅力ある給食の素材も使うという形をとりながら、この予算に掲げている内容の範囲で給食を提供しているということをご理解いただけると大変ありがたいと思うのですけれども、そういう努力はし続けて今に至っているところです。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今教育次長が答弁したとおりですが、安平町の給食センターを新しくして、そしてアレルギー給食にも対応するようにサービスを向上しながら給食の値上げは消費税が上がった時にその部分転嫁しただけであって実際は上がっていないのです、上げないで努力してきたわけです。今回はそういった努力だけでは賄いきれないぐらい大きな値上がりがあるということで諮問答申の中では 10%くらい給食費を上げてても妥当だろうという答申をいただきましたが、そこは給食料を上げないのが 1 点。あと支出ベースでいくとこれまで同様の努力はしていきますし、更には先般申し上げたような有機野菜の地産地消の観点から環境に優しい取り組みの推奨の中から給食に取り入れていくというところで価格が上がった部分もそこも賄っていくということです。ですのでカロリーベースであったり計算はなるべくそこは守りながら、そしてより良いもの、安くて良いもの、そういったところは日々ずっとこの間努力してきた。そこは基本ベースにありますので、そこのご心配は要らないのかなと思っています。

〔米川委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2 番（米川恵美子君） 父兄から徴収する給食費は上げないってことですが、私にはやっぱりこう言ったら失礼ですけど食材費を少しぐらい値上げを抑えていますよと、徴収しませんよというぐらいのそれぐらいの策をとる

ぐらいでしたら思い切って給食費を無料にするぐらいの、それぐらいの工夫があった方がいいのではないかな、財政運営上の工夫があった方がいいのではないかなと思います。だからそこまでしないのであればやはり栄養価は抑えた上で、いや抑えないで価格を下げる努力はしていただきたいと思います。それは有機野菜だとか地域の地産地消という、それはよくわかりますけどもそれだけではない材料を多く購入しているはずですので、その辺のところから考えてもう少し価格について敏感になっていただきたいと思います。

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員はこの賄い材料費が高すぎるということに対してのご指摘でしょうか。それとも無料にした方がいいというご指摘なのでしょうか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 無料にしないってことは何度も聞いていますので、抑える努力をしたらどうかという事です。

○委員長（鳥越真由美君） 答弁必要ですか。

○2番（米川恵美子君） いえ。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので262、263ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 263ページ毎年お聞きしているのですがスキー場運営経費についてですが、大雪だった年でもちょっとマイナスの決算が出ているのかなと思うのですが、今後リフトの更新いつしなければいけないかわからない状況だというふうに点検の業者さんからも言われているということで、リフトの更新時の費用見積もりはいくらぐらい取っているか伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） リフトの更新の見積もりですが、どのよう

に更新していくかというところはまだ明確な検討はしていないところですが、かなり幅があるのですが保守業者また設置業者に確認したところ2億から3億程度かかるのではないかとされています。正確な数字はまだ押さえていません。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 2億3億一気に急にかかるといふことがいつ起こるかわからない状況で赤字も続いてしまっていて町民の健康延伸のためには大切な事業だろうと思うのですが、そこら辺どのように方向性はまだついていないかもしれないですが、どのように考えているのか今の時点でわかる範囲でお願いします。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） リフトの更新については幅があるというところは新規新設と同じ程度かかるのではないかと業者の意見ですので、若干そういうような幅があります。ただ、スキー場については現在のところ温暖化によってかなり影響を受けているところですが、令和5年度から冬場の利用というところはかなり厳しいですが夏場の利用を令和5年度ちょっと調査していきたいと考えています。その中で、通年通した中でどのようなことができるのかをまずは検討させていただいてリフトの更新等についても更に検討して参りたいと考えています。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 私もスキー場の運営費なのですが、これ今年は何日も運営しないで終わってしまいましたが、この運営費だとか事務経費だとか次のページの施設管理経費だとか、こういったようなスキー場に関する経費はこれ何日間営業をした時を予想した経費として計上しているのか。予算の設定の決まりだとか、それから決まりがあるのか、日数が少なかったら業務委託料だとかそういったものが減額されるような契約になっているのかどう

か伺います。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） スキー場の管理運営経費、委託料の部分かと思いますが基本的にちょっと詳しい資料が手持ちに無いので大まかな回答になるのですが、12月下旬から3月中旬までの開設を原則とし積算しています。ただ、毎年そうですがオープン、クローズはその年によって違いますのでそこについては基本的にはオープンからクローズまでは満度に人件費を試算しまして、開設前については保証という形でその分満度ではないですが保証分お支払いする中で開設日数によって毎年委託料が変わってくる契約内容となっています。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので先に進みます。264、265 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので266、267 ページ。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 私の方はせいこドームの維持管理経費の中で、このスポーツセンターの指定管理。これ正直言って収支がわからないのですよ正直なところ。他の施設等については経費等々収入の分の計上が表記されているのでわかるのですが、指定管理者になってしまいますと収入がいくらで経費がいくらで、今頑張っているからいくら稼いでほしい収益上はよくなったよと言われますけれども中身が全く把握ができないという部分があるのと、この辺についての報告はなされていないのではないかと。ここは妥当な管理料なのかすらも今この時点ではわからないのではないかなと思ってそこをお聞きすると、その下にあります工事請負費の中の製氷車を購入するという、他にも何か直さなければならない工事があることだったので、その中身についてお答えを求めます。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） スポーツセンター指定管理にかかる収支の関係ですが、高山委員から以前にもご指摘いただいております。収支について指定管理、町全体の指定管理何施設かありますので、その中でどのような収支については教育委員会としては押さえていますので、どのような資料提供していくかというのを検討させていただきたいと考えています。また指定管理料の部分ですが、基本的には平成 28 年 29 年直接教育委員会として委託事業として管理していた職員を配置して管理した時点の収支を 2 か年平均の収支により管理委託料を選定しています。本来であれば 5 年程度見込んでやりたかったのですが、その周辺震災もありましたしアリーナの改修工事でしばらく休館があって 28、29 の指定管理料の積算という形で出しています。この管理料についてもこの収支を見ていただく際に町で設定した管理料、指定管理料の内訳というのもお示しできるかなと思うのですが、ただ指定管理料ですので、こちらで指定管理料を細かく光熱水費、燃料費というような設定はしますが、そこの使い方については指定管理業者の方である程度自由に使って良いという形になりますので、その辺どのような見せ方と言いますか誤解の無いような資料ができるかは検討材料かなと考えています。あともう 1 点だったと思いますが、

○委員長（鳥越真由美君） 工事請負費。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 工事請負費のスポーツセンター製氷車出入口他というところでしょうか。ちょっとお待ちください。

[及川町長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） ちょっと資料探している間、今の内容のところの指定管理の関係で若干補足します。指定管理をしてから今佐々木参事が答弁した以外にも我々も協力をし合いながらトレーニング室の整備充実、メモリアルホールが震災で被害を受けた。でもそこをロビーの方にいち早く持ってきて展示スペースを確保しながらやってきた。スポーツ機器は町のレンタルだけではなく、そこの委託の会社独自の経費も使ってくれている部分もあったり先般ぬくもりセンターにもランニングマシン等新しく配置したのですが、そこもそちらの指定管理の方がやっていただいた。そこでランニングすることによってせいこドームにも来ていただけるだろうというようなことで利用促進というのを非常に多くやっていただいておりますし、8月1日に屋内リン

クスタートしていましたが製氷機を変えてから 10 月ではなく 2 か月早めたのですが、更にそれを 2 か月早めて 6 月 1 日から試験的にやってそれがうまくいって、今シーズンもうまくいきましたのでそういった見直し。更にはプール事業でいけば 4 月オープンしていたプールを 3 月 1 日に前倒ししながら利用者の少ない 12 月を閉じていく。そういったまさしく町で管理していた時代と飛躍的に利用促進が図られてきたところがあります。歳入もコロナ禍で休館閉館できない利用活用できない時期もあったので、なかなか単純比較できませんが収入も非常に頑張ってくださいていますので、そこら辺は先ほど答弁したとおりなかなか難しい比較。平成 29 と 30 だけではなかなか出し切れないのですが相当歳入も頑張ってくださいているということです。準備できたでしょうか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 記載されているスポーツセンターの駐車場から裏に上がる倉庫等あるところのアスファルトの改修と防火設備、そこが保守点検で指摘されている部分について改修していくという形となっています。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。
- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

〔米川委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） プールの水はどれぐらいで取り換えているのですか。何日間使用して取り換える時は全部抜いて新しいの入れるとかね。そういったような決まりの中で管理しているのかどうか伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 水の取り換えについては常に巡回させている形でろ過器等を通してながら水質管理をしていますが、例えば事故、汚物等の確認ができた場合については全てその時点で入れ替えるような形で、検査を実施しながら入れ替える形で対応しています。

〔米川委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） 水質検査はそれじゃあどれぐらい専門業者に頼んでしてもらっているんだろうと思うのですけどもね。何か月か何日かぐらいおきに検査するのか伺います。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 現在指定管理者の方で専門業者でそれぞれ基準に応じて実施されていると思いますが、その頻度については現在資料を持ち合わせておりませんので細かいところは把握していませんが、年度途中の検査等においても適切に検査されている、教育委員会が指定管理者に対する検査の中でも規定どおり検査を実施していることは確認しています。

[米川委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） プールを利用している方が心配しているものですからね、それでお聞きしたのですが。基準に沿って管理していると言っているのですが後でもいいから教えていただきたいと思います。
- 委員長（鳥越真由美君） 答弁必要ですか。
- 2番（米川恵美子君） はい。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 後ほどお知らせしたいと思います。

- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） ないようなので次に移ります。268、269 ページ。

[高山委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 高山委員。
- 10番（高山正人君） 私は野球場の施設管理経費の中で13の使用料及び賃借

料のLEDの照明設備リース料が396万3000円、これ非常に高い。リース料の設定の仕方がわからないので何とも言えないのですが、毎年リースですから掛かるということは承知していますけれども。これうちには特にLED化ということで他のところもリース契約を非常に結んでいるだろうと、形跡がいっぱいあるのでそう思っていますけれども。このリース本当に安いのか高いのかよくわかりません、正直なところ。一度使ったらずっと使う、何年使う契約かちょっとわかりませんが、契約内容とリースというこの感覚でいって、リースでなかったらいくらでリースだからこっちの方が得だよという感覚のメッセージがないと、これは正直言って収入自体もときわ球場の収入を考えて使用料を考えてこの数字が出てくるとちょっとどうなのという感じがするので、ここのところの説明をお願いします。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） このLED照明設備リース料についてはときわ球場の今年度交換リース契約を結ばせていただいて、今年度の秋ごろから、正確には1月からですがリース料の支払いを開始しています。このリースに選択したところですが、教育委員会としても購入とリースを比較させていただきました。購入にかかる業者とリースにかかる業者というのは当然違うところではありますが一般的には購入した方が総体的なリース料、率を考えると購入の方が安いイメージはあるのですが、今回のときわ球場に関しては購入にかかる見積もりの方がかなり高額で見積もりが出てきましたので単年度の財政負担も検討しながら購入の方が高い見積もりというところもありましたので、リースに選択させていただいた経緯があります。

[高山委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） まあこの施設だけではないので今回の見積もりの中では購入するよりはリースの方が良かったよと、安かったよということをおっしゃっていましたが、このリース契約はどのような契約なのか。これこの初年度これだけの支出をしないと設備にかかるので当然これだけの金額ということになって、次使用料になるのでリース料というのは年間この金額ではないと思うのですが、これどれぐらいの契約期間で来年度からこの契約リース料がいくらになるのかという想定は当然できると思うのですが。その辺について伺います。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 基本的には10年間契約でリース契約させていただきます。初年度と最終年度、令和4年度については3か月分になりますし最終年度については9か月分ということで、初年度と最終年度については金額がこの金額より下がる形にはなりますが、その中間についてはこの金額が毎年かかってくるという形になろうかと思えます。

〔高山委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 高山委員。
- 10番（高山正人君） ちょっと今説明の中で聞くと、このままこのリース料が平坦で年間かかるという理解でいいのかどうか。ちょっとそこら辺わからない。ただ他のところのリース分も当然うちの町はかなりされていますので、リース契約というのは1社だけなのか、この色んなリース会社もまたいっぱいありますので、そういったところの差別はどのような形で契約を結ぶ前にリース会社も当然いっぱいありますから、選定の仕方はどのようになされたか、3回目ですもんね。
- 委員長（鳥越真由美君） はい、そうです。
- 10番（高山正人君） とりあえずそこを聞きます。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 業者の選定方法ですが、今回のときわ球場のリース料については公募をかけて実施して公募プロポーザルという流れで実施しています。その結果1社だけの応募ということになりましたので提案説明を受けまして問題ないということで随意契約させていただいています。

〔及川町長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 町長。
- 町長（及川秀一郎君） 予算資料の284ページときわ球場のLED照明設備リースの表の中で令和5年度から14年度まで3864万円という形での設定をさせていただきます。そして補足になるのですが、このときわ球場のナイターですね、老朽化しているのもありますが例えば照明灯の数が少ないと危険であったり、そしたらナイターは使わせないということも出てきたり、抜本的にやるのであれば相当な事業費なので例えばすぐにやることはまず

無理だろうと。何年も先に直す間はナイターは使えないということも想定したので、それであれば値段的にも安くそしてリースの中で単独工事よりも単年度の負担も安く済む、そして10年間だということも含めながら事業実施も早くできるというそういったトータルを総合的に勘案をしてこの場合はリースを選択した、しかもLED化に変わるので電気料金も下がるだろうということも全部加味してリースを選択させていただいたということですので、ここら辺電気料金のところまで、例えば3、4年前はそこは想定できたかというところとできないのですが、今回の場合は電気料の高騰も当然考えて選択また実施計画の中で議論した中ではそういったところも含めて私は最終的に判断させていただきました。

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員、金額については初年度と最終年度以外はこの項目に出ている金額だというふうに先ほど参事の方が申しましたのでお伝えしておきます。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） すみません。同じところでもう1点だけ確認させていただきたいのですが、このリースの会社は街灯などのリース会社と同じ会社なのでしょうか。そこを確認させてください。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 他の関係するところを承知していませんが、あかりみらいという業者さんからのリースとなっています。

○委員長（鳥越真由美君） 他に答えられる担当課はありますか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問になるのですが、これ震災の後に震災の支援と言うことで当時はあかりみらい様という企業様の方からと地元のアイリスオーヤマ様が被災3町の支援ということで提案していただきながら1回目の公共施設の大きなところと削減効果があるところを抜粋しながら実施させていただきまして、予算資料の方の債務負担の中にも5700万ぐらい予算の中で債務負担行為ということで設定されているところがそ

こにあたります。今回野球場の方もそうした直接的な委託業務をやるのかリース契約をやるのかっていうところの選択の中で今回リース契約というところを選択させていただいたのかなと考えています。リース会社については工事が終わった後、10年間リース契約を結ぶということで当時NTTの関連企業様とリース契約をさせていただきながら10年間ということで設定させていただいています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 多目的スポーツセンターの施設維持管理経費の中で、下の方で工事請負費で多目的スポーツセンターの屋根の修繕工事となっていますが、あれほど大きな建物の屋根を修繕するのにこれぐらいの予算で済んでいるってことはどの程度の修理をするのか。また修理する期間中は使用ができないのか、1か月おきに利用させていただいていますので、その利用の計画を変更しなくてはならないということの心配をするものですから、その内容をお聞きします。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 令和5年度の屋根補修工事については一部の屋根の工事ということになります。アリーナではなくてちょっと場所の説明がしづらいのですが管理部分というか木造部分のところの屋根一部雨漏りしているためその一部補修という形になります。ただ業者さんが決まってから打ち合わせということになるかと思いますが、利用に極力支障のない形で工事を実施していきたいと考えています。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ移ります。270、271 ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 271 ページのところの伝送用専用線設備復旧事業の部分なのですが、これ災害復旧なのですが全部うちの費用で出すのはなぜなのか伺いたいのですがいかがですか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） こちらの工事費の関係ですが、こちらについては早来小学校の校舎解体になる部分、あと早来中学校仮設校舎になりますがこちらも撤去になる部分の工事ということで計上させていただいています。こちらの方の財源についてもこれから歳入の方でご審議いただくかと思いますが、こちらの方の国庫補助2分の1を活用しての撤去工事ということになります。以上です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 国庫補助2分の1が入って残りはまちづくりから入れるということなののでしょうか。その理解でよろしいのでしょうか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） すみません、今先にご答弁させていただいた部分、歳入の方で国庫補助と申し上げたのですが、こちらの方基金活用としての部分で特定財源ということでございませんでしたので訂正させていただきます。特定財源は特定財源でいいのですが国庫補助ではないということによって基金を充当させていただくことになります。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まちづくりから入れるということですよねきっとね。それはなぜかという。国庫補助対象にならなかったのかなという質問だったのでいかがですか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 総務課参事。
- 総務課参事（小板橋憲仁君） こちらについてはあくまでも町単独と言いますか撤去することが前提ということがありまして新設する場合は国庫補助で財源を確保できている部分ですが、こちらの撤去の部分ではそういった補助は使えないと言いますか、元々そういったものが無いものですから町の財源を確保しながらとなります。以上です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

- 委員長（鳥越真由美君） それでは次に移ります。272、273 ページ。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 272 ページの今年も確認させていただくのですが、この利子のところの一時借入金の利子の部分ですが、令和元年から見て2億が令和3年は倍の18億と借入れが増えていると思うのですが、予算としては令和5年も20億上限の借入れで利率を算定しているのかということと、何パーセントでの算出かというのを確認させてください。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） まず伸び率のところになるのですが、来年度のカレンダーをご確認いただければと思うのですが土日を挟むので4日間ほど借入期間ができてしまう。通常であると今までご覧になっているものでいくと短い期間だったのかなと思うのですが、やはり土日を挟むと金曜日から借りて月曜日までという形になるものですから、その土日分が増える要因、これが令和4年度もそうですが5年度も同じ曜日になると思っていただければと思っています。一借の分については20億ということで0.75%を掛けた形の中で予算を算出させていただいています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） そうしたら利率も大して変わっていないけど日数の関係で4日間の部分でという算出ということでそこは理解しました。この一時借入をなるべく減らす方向で考えているかどうか。多分考えていらっしゃると思うのですが、そこら辺はいかがですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 一借を借りる上限額なのですが、令和4年度早来小中学校の学校建設を一番町としては将来にわたっての大きな事業なんだろうと考えていますが、この令和4年度においても20億という一借で収まっていますので、これ以上5年で借りるようなところは出てこないのかなと思っていますので、この設定が20億が良いのかどうなのかの議論はありますが、ここが最大値という考え方です。以上です。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） この4条の限度額20億の根拠はどのように置いて設定されたかというのを確認させていただきたいのですがいかがですか。

〔木林総務課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 総務課長。
- 総務課長（木林直樹君） 今の質問の前に一時借入金の考え方ですが、今当町では年度当初に基金の繰り替え運用を行っています。これがここ数年確か18億程度繰り替え運用かと思っています。繰り替え運用ですから年度間でそこは特に限度額はありませんので使える基金があればその範囲内で繰り替え運用することが可能です。ただ繰り替え運用もこれは年度越すことができないので必ず年度末で償還しなければなりません。その年度末に一時的に繰り替え運用に基金を繰り戻しするために一時借入金を借りてという状況ですので、それが年度末、年度初め、その間必要最小限の日にち分を一時借入金で借り入れてという仕組みで今まで運用していますので、その繰り替え運用の金額幅についてもここ数年はやはり大型事業が多かったので高額になっていますけど、これまではそれまで18億まで借りる必要はないということで、そこは繰り替え運用の総額と一時借入金の限度額とは切り離して考えていただければと思っています。

- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようなので次に移ります。274、275 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。
10 ページをお開きください。10 ページはありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようなので11、12 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ13、14 ページ。

〔米川委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 軽自動車税のところですけども滞納繰越分とありますが、これは滞納している理由の中にもうその車は使わないから廃車にするので車検は取れないと乗れないことは当然ですが、廃車にする時のお金がかかるからということでそのまま放置しているという例は無いのかどうか、確認したのかどうか伺います。

〔下出税務住民課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 軽自動車税の滞納繰越分で今ご質問いただきました。議員言われるとおりが自宅の庭先と言いますか、そういったところに車輛が置きっぱなしであると。当然税を滞納していれば訪問、面談等で伺ったりしますので、その時点で確認することはできています。その際にも使わないのであれば抹消登録なりしていただかないとずっと税金がかかるということも続けることも説明させていただいています。ただ、当然その手数料的なものが掛かってしまいますのでなかなか踏み切れていないというお話も聞いていますが、ただ、ずっとある以上かかってしまいますので速やかにやらないと税の滞納分も増えていきますから早く行ってくださいというお話だけはさせていただいています。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようなので15、16 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ17、18 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので19、20 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので21、22 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ23、24 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようなので25、26 ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようなので27、28 ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 多分歳出と繋がっているかと思いますが、ちょっとどこの部分に繋がるかわからないので確認したいのですが3目のところの農地耕作条件改善事業負担金、こちら減額しているのは歳出の事業の部分に連動しての受益者負担金の減額ということでの理解でよろしいですか。

〔森池産業振興課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（森池和哉君） 基本的には議員さんがおっしゃるとおりです。昨年 10.5ha 程度の暗渠工事を実施した工事費に伴いまして国費を除いた分の受益者負担をいただいておりますが、今年度については 1.15ha の区画拡大という水田 2 枚を 1 枚にする事業ということで事業費が減額になっております。それに伴うものです。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） ないようなので次に移ります。29、30 ページ。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7 番（三浦恵美子君） まず 29 ページのみずほ館使用料なのですが、こちら 1000 円で価格設定されているのですが、どういう団体がどれぐらい使っているか、例年どれぐらい使用料が入ってくるかのが 1 点と、あと 30 ページの部分の小動物炉の使用料ですが、こちら条例改正したはずなのですが価格設定がそのままになっているのはなぜかというこの 2 点を伺います。
- 委員長（鳥越真由美君） まずみずほ館の方は。
- 7 番（三浦恵美子君） ちなみになのですが、令和 3 年度決算は 1 万 8300 円使われていたと思うのですがということです。

〔山口政策推進課参事挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 政策推進課参事。
- 政策推進課参事（山口崇君） こちらのみずほ館の使用料については科目設定という内容になっています。昨年の例については災害工事の関係で事務所を置いた都合がありまして、その分が使用料という形でイレギュラー的に収入をいただいた実績が出ています。また主に使用している団体についてですが、こちらのみずほ館、地域の集会所という位置付けにもなっておりまして、瑞穂自治会等の皆さんが役員会や総会等使うような拠点という位置づけにもなっています。以上です。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） 私の方から衛生使用料の小動物炉の使用料についてお答えします。小動物炉使用料については先日議案第 15 号で条例改正しまして使用料の改定を可決していただきましたところですが、予算計上段階ですと条例改正の内容についてまだ決定していなかったものですから実績ベースにおいて予算計上をさせていただいています。この予算については適切な時期に補正計上したいと考えています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 小動物炉の方ですが通常そのような進め方で予算計上を行うのか。条例決まる前だから以前のおおりにやると、それか予算通らなかった場合は落とすけれども予算通った場合このままの予算書でいくという決め方にしないのか。そこら辺のルールが今までもそのような感じなのかどうかちょっとわからないので教えてください。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今回、使用料の改正の議案提案に合わせて歳入もそれに見合った形で計上するのは問題ないですし、私はそういった形の方が好ましいかなと当初思っていたのですが、ただこの使用件数のところの実績も苦小牧で炉の使用停止という情報もあったり不確定の部分もあったり、利用料金を上げることによってどういう動きが使用料を見込めるのかというところも勘案して1年間は実績ベースで減ることは私はないと思っていますが、増であればそこは歳入にご迷惑かけないわけですので、令和5年度は実績を作らせていただいて、それを勘案しながら令和6年度以降の歳入の積算にしていきたいと考えています。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ次に移ります。31、32 ページ。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 32ページの31と繋がっているのですが、共同店舗使用料の部分の4000円掛ける12か月掛ける1区画というのは内容がもう決定している事業の計上なのかどうか伺います。

[村上商工観光課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 商工観光課長。
- 商工観光課長（村上純一君） 共同店舗使用料ですが全部で3区画あるのですが、昨年令和4年度の予算編成時期ではまだ2区画分しか入居が決定していませんでしたので、その分の使用料を見込んでいました。令和5年度についてはその後4100円の区画も入居が決まりましたので、その分3件分を見込んで満額で予算を計上したということになっています。以上です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） ほかになければ次に移ります。33、34ページ。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 33ページのまず鹿公園使用料の部分のこちら多分料金改定による増額なのかと思うのですがその増額要因と、あと安平山のパークゴルフ場のところもこちら健康延伸のために大切な事業かと思うのですが赤字が2年連続9000万円を超えちゃっているので、今後の見通しをどのように見ているか伺います。

[塩谷建設課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 建設課長。
- 建設課長（塩谷慎嗣君） 鹿公園使用に関しては委員ご推察のとおりで、令和4年の料金改定に伴って大幅改定したので料金もそれに見合った収入と見合っているところではあります。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 安平山パークゴルフ場の使用料ですが委員
がご指摘のとおり赤字、例年 800 万から 900 万というところではありますが、
まずはさきの議会でもお話をさせていただいたかもしれませんが、まずは利用
していただく形の中で委託事業者と協力しながら大会の開催または関係団
体にも開催していただきながら、ちょっと細かい数字は今押さえていないの
ですが、2000 人程度から現在 6000 人程度まで利用人口、何というか人数は
だいぶ増えてきているという認識がありますので今後収支はなかなか差を
詰めるというのは今の状態では難しいところですが、更に利用いただけるよ
うなことがないかというところを検討していきたいと思っています。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。
- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（鳥越真由美君） ないようですので次に移ります。35、36 ページ。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（鳥越真由美君） ないようですので 37、38 ページ。ありませんね。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（鳥越真由美君） 39、40 ページ。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（鳥越真由美君） 次に移ります 41、42 ページ。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（鳥越真由美君） 43、44 ページ。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（鳥越真由美君） 45、46 ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) 47、48 ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) よろしいですか。49、50 ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) なければ51、52 ページ。

[三浦委員挙手]

○委員長(鳥越真由美君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 52 ページのところの中段から少し下のところにある利用者支援事業の部分のこちら算定の補助率が前年度より下がったようですが、こちら事業に支障はないかどうか確認させてください。

[永桶教育次長挙手]

○委員長(鳥越真由美君) 教育次長。

○教育次長(永桶憲義君) 支障はないという、何と表現したらいいのでしょうか。補助率の変更なので。

○委員長(鳥越真由美君) よろしいですか。

○委員長(鳥越真由美君) 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) なければ次に移ります。53、54 ページ。

[三浦委員挙手]

○委員長(鳥越真由美君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 54 ページのところの3目の出産子育て応援交付金伴走型相談支援事業、こちら以前少しご説明いただいたのですが、事業内容の計画など説明する機会というのは設けていただけなのかどうか伺います。

[池田健康福祉課参事挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（池田恵司君） 事業内容のご説明というのは議員の皆様に対するご説明ということでしょうか。一応前回臨時議会の際だったと思うのですがご質問をいただいた時にこの事業の内容は説明をさせていただきます。この対象となるのが出産されるご家庭に対する交付金ということで内容については妊娠届の際の面談、あとは出産後、新生児訪問等による面談。それを行えば交付金それぞれ5万円ずつ交付するという内容でご説明したと思います。この出産子育て応援事業というのは新しい事業という名称は付いていますが実際の内容としてはこれまで当然妊娠届等申請に来られた際には面談をずっと行っておりますし、出産された後新生児訪問も行っているということで、これまで行ってきた出産、妊娠期から出産に対するご家庭に対する支援をやってきたものに今回新たに交付金が付いたということの内容でして、新たな事業ではありますがやることとしては変わらない、これまでやってきたこと。対象となる町民の方については広報や今後ホームページ等でお知らせをしていくことで答弁させていただいたということで。新たな事業ではありますが内容的にはこれまでの事業を継承したものであるという認識です。以上です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） じゃあ改めて何か計画とかそういうのを作ってやるものではなく継続したものという理解でよろしいですね。

[池田健康福祉課参事挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（池田恵司君） 要綱等はこの事業に合わせたものは制定してありますが、現実的にやる内容としてはこれまでと変わらないということです。以上です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですね。
- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようなので次に移ります。55、56 ページ。

〔米川委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 56 ページの新規就農者育成総合対策事業補助金ですが、これは農業を基盤とした産業の町ですのでこれ大変重要なことだと思いますけど、これ何件想定してこの予算になっているのか。経営開始資金分のこの金額が1件ならいいですけどね、2件3件なら少ないのではないかなと思うものですからお尋ねします。

〔森池産業振興課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 従前から取り組んでいる新規就農者が就農した時点から経営開始後、従前の制度ですと5年間、昨年からは3年間となっていますが、本年度計上させている部分については3組分の675万円の計上と、経営発展支援事業分というのは昨年度から農業機械等の設備投資が国の事業として認められるようにものになったものですから、その部分の2組分562万5000円の2組分で1125万円を国の制度に基づいて計上させていただいているものです。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 先ほどもちょっと言いましたけども経営開始資金分、これ3組分としたら2百何十万ぐらいですから新しく生活を始めて引っ越しして来てとか色々な資材のことだとか色々なことで当初はお金が掛かってくるだろうと思うのですが、これ今までの例から言ってこれで間に合っているのかどうか伺います。

〔森池産業振興課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 議員ご指摘のとおり多く貰えるには越したことはないのかなとは思いますが、この他に歳入では見ておりせんが就農支援事業ということで更に町の単独費を使いながら農業機械の助成だとか土地の

賃貸料だとかそういったものも国の事業とは別に支援している状況です。また就農後のことです。ですから最初は非常に不安定な状況は農業者さんにあると思いますが当然営農を生活をして収益も得ているところで、ゆとりあるかどうかはわかりませんが何とか生活を維持できる水準は保たれているのかなと感じているところです。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですね。

○委員長（鳥越真由美君） 次に移ります。57、58 ページ。ございますか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） これも単純な質問で申し訳ないのですが 58 ページの統計調査費委託金のところの国勢調査の部分ですが、次の国勢調査令和7年10月1日の実施だと思いますけども今年度に計上するものは何に対する計上なのか伺います。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） 国勢調査委託金の3000円の関係ですが、こちらについては次回次期国勢調査が行われるまでに統計業務がどういったものに使われるかという実務の検討会というものがあまして、それに対する旅費の補填といいますかその分のいただけるものということになります。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので59、60 ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） こちら60 ページですが教員住宅、財産貸付収入の教員住宅貸付収入ですが、こちら早来学園に統廃合されて教員住宅空きが出るのではないかなと単純に思ったのですが、その部分は移住者や町民向けに貸し出しの活用はできないかどうかというのを確認させてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 委員お話のように安平地区、遠浅地区の教職員住宅においては空く状況になると思います。それで学校等の利活用の絡みからすると将来その施設と一体化して借りたいという可能性も富岡の小学校の場合にありましたので、それがいつ決定するかというような時期が明確にならないのでちょっと私たちも難しい判断をしているところですが、その間でも何かしら今お話のあったような方だったり、何かしらの形でその場所を貸してあげたいという計画を持っているのですが、ただ一旦入ってしまうといざその時点で仮に決まった時に出てくださいということが正直居住権の問題があって前回富岡でも1件そういうケースが生まれたものですから、今現在慎重にその活用を考えているところになっています。部内でもそういうことを検討会などして調整している状況です。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） これは教職員の住宅ですが、こうした後については行政財産というところも含めて施設課も含めて検討させていただいています。今みたいに例えば空いているところに全て町民を入れてしまうと実際には教職員の異動等の時に入れられないことが出てきますので100%ではなくいくつか空けておいて、そして一般の方にも入居できるような仕組みができないかも合わせて検討させていただいているところですので。また老朽化している教職員住宅もありますから、そこら辺は長寿命化計画だったり他の計画とも擦り合わせしながら空いているところを有効活用していくというのは教職員住宅の中でもやっていきたい、昨日も関連のみなし公住の話もありましたが、それトータルでやっていきたいと考えています。

○委員長（鳥越真由美君） ではここで午後1時まで休憩します。

休憩 午後11時59分

再開 午後 1時00分

○委員長（鳥越真由美君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。59、60 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので61、62 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので63、64 ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ65、66 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので67、68 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので69、70 ページ。

[米川委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 70 ページの一番下の学校給食の食材の納付金ですが、給食費の納付金ですが高校生の納付額を差っ引いても前年度よりも予想した金額が低く抑えられています、子育て支援をすることによって児童生徒が増えることを予想される中でなぜ低い予算計上になったのか伺います。

[永桶教育次長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 教育次長

○教育次長（永桶憲義君） こちらは単純に4月1日現在の入学者数を算定して12か月分を積算していますので、考え方としてはそれだけですので昨年より落ちているというだけです。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

[米川委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） そうしましたら子育て世帯の移住定住の期待した予算というものは作らない、まあ補正であれしていくのかというそういうことなのでしょうか。

[永桶教育次長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 例年ですと多分人が増えれば収入も支出の分に見合う額が増やすという形で同じく補正していくのですが、今回ですと当然収入を増えた時には更に歳出の方をオンしてやっていかなければならないので、どちらにしるその移動の幅が大きければ大きいほど早い時期から補正対応なり何なりをしないと給食自体の歳出、支出ができてなくなってしまうので、その辺は短期間の間できちんと見極めて対応したいと思っています。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですね。
- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 69ページの後期高齢者受託事業の収入、こちら単純な質問で申し訳ないのですが増額要因をお知らせください。
- 委員長（鳥越真由美君） 69ページの1目の、

[池田健康福祉課参事挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（池田恵司君） 後期高齢者受託事業収入の増額要因ですが、例年こちらの科目では後期高齢者の特定健診にかかる分と健康診査事業の受診率向上特別事業というところで交付金が計上しているところですが、5年度については新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施受託事業収入ということで、この事業の実施にかかる人件費分、保健師の人件費の分の一部を負担されるということですので昨年度と比較して747万2000円の増となったものです。以上です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですね。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようなので次に行きます。71、72 ページ。

〔高山委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10 番（高山正人君） 私の方は 72 ページ雑入のところになるのかなと思うのですが、米麦乾燥調製施設償還金とあるのですが、償還金ってなかなかわからないので、その辺のご説明をお願いします。

〔森池産業振興課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） これ追分にある米麦乾燥調製施設の部分です。建設当時から町とJAさんとの取り決めがありまして、町の負担した実質の町負担分については農協さんから償還をいただくということの取り決めがあります。この今の 185 万 5000 円の償還についてですが令和 2 年度に追分の米麦乾燥調製施設の米の色彩選別機の更新に伴い発生した町の持ち出し分について償還を受けているものです。当時事業費として 6248 万、道費 780 万起債の借り上げをしまして、その後交付税措置を除いた実質町の負担額 2225 万 3000 円を令和 3 年から令和 14 年までの 12 年間で償還をいただくものとなっています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようなので次に進みます。73、74 ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7 番（三浦恵美子君） 74 ページの 1 目臨時財政対策債のところですが、こちら交付税そんなにたくさん増えたような感じはないのですが、こちらの対策債の減額した要因をお知らせください。

[渡邊政策推進課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 臨時財政対策債については基本的には国が令和5年度の地方への予算ということで示された中で、今年度令和5年度の予算に合わせながら減額が幅に合わせて算定をさせていただいたところです。国自体の予算としましても0.8兆円ぐらい減額というか減っておりまして、この臨時財政対策債がスタートした平成13年に遡りまして一番低い予算額、国の配当額ということにもなっています。現実的には令和4年の決算ベースでいきますと臨時財政対策債6953万9000円、これに令和5年度の地方財政対策ということで掛けた掛け率を合わせたもので算出したというところで数字的には昨年度より減っている算出となっています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようなので次に進みます。75、76ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ歳入の質疑を終わります。6ページをお開きください。第2表債務負担行為と第3表地方債について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ次に総括的な質疑をお受けしたいと思います。総括的な質疑はありませんか。

[小笠原委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 小笠原委員。

○3番（小笠原直治君） 実は昨日次長がちょっと漏らしたというか喋られた部分で追分図書館の中学校の図書館のコンシェルジュの配置についてですが、あびら教育プランの方から予算計上していることが話されましたが、私はそ

の図書館にコンシェルジュ、臨職を置くのはいい悪いは今更問いませんが、この決めてきた経緯についてね、どういう経緯を見てこう決まってきたのかということをお願いしたいと思うし、このコンシェルジュと臨職の委託費はいくらになるのかという面と、なぜこれが1月23日に学校だよりで町内各団体や保護者に配られているのになぜこういうことがしっかりと議会の中でこういう流れになってこういうふうになっていると説明できなかつたかについて伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） このコンシェルジュのお話ですが補正予算の時にちらっとご質問がありまして、こちらの方でということで答弁が明確にならなかったのかもしれませんが、まずこのコンシェルジュというお名前を使わせていただきましたが、こちら昨年令和4年度今年度ですね、今年度からあびら教育プラン推進事業の中でこれまでやっていた教育プランと一緒にコンシェルジュ業務という部分を付け加えて実際は予算計上させていただいているということになっています。以前お話したようにこのコンシェルジュというお名前はお名前なのですが実際何をやるのかというと、図書室の管理人さんというような形を主なものにしますが、このあびら教育プラン推進事業で行っている教育魅力化プランの中の事業も使いまして、ただ単に受付業務だとかそういうことを行うのではなくて地域の方と触れ合っていただくようなイメージのものの管理人さんの配置を行う形で設定させていただきました。当初1月からの開業も見込んで予算は取っていたのですが、どのような形になるかわからないということで時給を1000円程度で時間を日中とか本来地域開放を行う時間帯を少し超えた時間帯までを居ていただく形の時間帯をとりまして予算計上させていただいていますので、実質1月から3月においては単純にほとんど業務はないというような形の中でコンシェルジュの形で管理人さんを行っていただいているのが今の実績となっています。新年度予算においてはこちら970円という単価に見直した上で、その辺の業務の内容ももう少し明確にしていくということと、図書館司書と臨時の図書館事務員と、あとはあそこの施設が町民開放という区域になりますから他の絡みで朝晩の多少清掃業務を兼ねた管理人業務そしてこのコンシェルジュという形で朝の9時前から夜の9時の解放までの間を一応つなぐようなりレーをする形の管理人体制をとったのがこの流れとなります。経過としてこれが本年度予算の当初の中で具体的に示されなかつたようなところはあるのかもしれませんが、一応単に管理人という表現の部分をこれまでの町民センターとか追分の図書館、公民館と同じような考え方で管理人を置かなければいけないという発想からまずこれを置くことになって、ただそれ

より今まで以上に地域の方と触れ合うような要素も持っていただきながら最終的には地域開放の部分のマネジメントもしていただけるような形の意味合いで配置していただくことを委託したということです。ちなみに学校で配られた松岡さんというお名前も出ていましたが、実際この方がコンシェルジュというイコールではなくて会社に委託したので、管理人としては多分一定の方が常に常駐している形ではなくて、多分数名の方が交代でこの時給なんぼの世界の中で管理をするというのが本来のスタイルとなりますが、学校に今回どういう経過でこのお名前をと聞いたのですが、一応1月から3月まで一般開放しておりませんが、司書さんと事務職員の方と日中その管理人さんにあたるコンシェルジュさんがいるということで、部外の方、学校以外の職員の方がいると問題となり得るということでそこを周知を代表者として松岡さんを紹介したという形でチラシとか学校だよりでお伝えしたのが経過です。ちょっと流れとしては特にあそこの施設を当初は本当全て学校だから管理人業務も公務補を分担してやるとか、そういった発想も色々ありましたが一応教育のこのプランを使いまして管理体制を学校教育と社会教育の施設をうまく繋いでいくような体制を取らせていただいたのが経過となります。

〔小笠原委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 小笠原委員。
- 3番（小笠原直治君） 私は次長が言っている管理人という言葉が適切なのか適切ではないのかということであって、やはり学校が、新しい学校ができた時に地方の方も図書館を利用しながら色々な方を本見ながら聞きたい面とか、安平町はどうなるのかってことで色々な分野で安平町を説明できる方が一番良いのかなと思っていますが、まあまあそれは会社に委託業務として落としているからローテーションの中で誰が来るかわかりませんが、そこはしっかりとした安平町の中身や学校がどのような形の中でこういうものがあるのか、こういうものを含めてしっかりとした案内をできる人が総合的案内人としての位置づけも必要ではないかなと思っています。それで稼働率9時から21時ということの時間を言っているのですが、これ正月は図書館やっていないと思いますけれども、以外は土日含めてどのような体制で300日ぐらい付けるのかね、どのぐらい配置していくのか、そこ辺りの考えについていかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 基本的にこれまでですと例えば休館日があるとか、

そういったようなところで運用していたのが町民センターとか追分公民館の図書室ですが、今回一応土日も含めた形でこの方々がその隙間を埋める形をとっていただける体制をとるのが一つの目的になりますので、365日全部が休館ではないかという休館日もなくはない時もあるのですが、一応そういった形で運用していくということになっています。そして小笠原委員がおっしゃったとおり今本当にコンシェルジュは管理人と言いましたけれども、図書も5時以降は司書さんたちは帰ります。ですけれどもその後も貸し出し業務とかはできるようにシステムのところで自分で機械で入力するといったセルフの方法もとるのですが、そういったところの対応だとか、あとは地域開放している施設の案内だとかも含めて管理人の意味合いを拡げていますので、基本的にはまなびおが土日休みなく開所していただける体制をとるのにこのコンシェルジュをとっていただけたという形で考えています。

○委員長（鳥越真由美君） 小笠原委員、よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他に総括的な質問。

[米川委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 基金に関する調べを見て質問します。4年度末現在から比べると5年度末の見込額がかなり減額されています、減っていますけれど、これどうしてこれほどまで減らしたのか。今後の財政運営に不安がないのか、突発的な災害などの対応したりなんかする時の資金に心配はないのか伺います。

[渡邊政策推進課長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 今基金の減額されていくことに対する財政運営の懸念というところでのご質問かなと思っています。こちらについては先般議員の皆様方にもご説明させていただきました後期財政計画の中でもお示しをさせていただきながらどういった事業に充てていくかも含めて説明と、基金については昨年と比較させていただくと基金が大幅に増えている、特にまちづくり基金が昨年ベースより3億円ぐらい増えているように見えるのかなと思っています。ここの点については昨年、今年度令和4年度まではコロナの臨時交付金事業などということで元々当初から国の配分ということで提示させていただいたところを充当するなどしながら財源ということを当て込んでいたのですが、今現段階で令和5年度に向けたコロナの対策事業としては、国の総体予算としては昨年まで予備費で5兆円見ていたも

のが4兆円に減ってはいるのですが、この対策費が臨時交付金事業というまだ情報発信がないものですからコロナ交付金になった時に財源を振り替えていくとかというのはあるのですが、今年度まちづくり基金の中で予算資料の中で説明させていただいているような事業に当て込ませていただいきながらこの後令和8年度まで基金は徐々に緩やかに減っていくのかなと思っています。当初後期財政計画の中では約18億円ぐらいまで見通しとしては減っていくご説明をさせていただいたのですが、昨年12月の補正予算以降と言いますか今年度国の税収が多かったものなのか国の二次配分で約5700万円ぐらい交付税が増えた部分で計上させていただいたところと、あと国の方で1兆4億円ぐらい繰り越しでは令和5年度、これが交付金事業に来るといふようなところもありまして。あと今回の補正予算の中には入っていないのですが特別交付税がこの後入ってくる予定になっていますので、それを見越すと3億円ぐらい今季増えてくるのかなと思っていますので、前回ご説明させていただいた財政計画でお示しをさせていただいた18億円より今年度段階でもう少し基金が最終的には残っていく見通しとなっています。単年単年でこの後も色々交付金事業、例えばデジタル田園都市国家の交付金ですとか充当とか、振り替えできるようなもので財源の振り替えがあるとこの基金がもう少し増えていく見通しなのかなというふうには考えています。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他に。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 何点かちょっとお伺いしたいのですが、まず1点目が地域おこし協力隊員の費用を今回多分各課に分散させて計上したのだと思うのですが、これの要因をお知らせください。何かメリットがあるとか運用のしやすい環境になるからということとそういうふうに分けたのかというのが1点。

あと今答弁いただいたかと思うのですが、今いただいた答弁で国の税収分が増えたということで後期計画、後期財政計画から基金が3億程度上回ったという、その財調ベースで言うと2億円上回ったというそういう要因での理解でいいか確認も1点と。あと後期財政計画で実質公債費率について、早来学園の整備事業にかかる町債の借入などによって一時的に上昇するけれども令和7年度から起債元利償還金の減少などによって改善する見通しだというふうになっていましたが、今後町民センターの改修などまたちょっと大きな事業が少し残っているのかなと思うのですが、それを含んだ見通しでの数字

なのかが1点。

あともう1点、昨年の当初予算と比較して民生費の全体が1億以上落ちているのですが、こちらなぜかという点をお知らせください。

〔木林総務課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 私の方からは会計年度任用職員の予算計上の考え方ですが、会計年度任用職員の部分でここは令和2年度でしたか自治法改正になりまして、これまで臨時職員、嘱託職員だった方々が特別職を含めて会計年度任用職員として明確化されたというところで、それ以降は令和3年度決算までは嘱託職員経費ということで総務費の方で一括計上していたのですが、令和4年度以降については各課にそれぞれ嘱託職員の部分を予算計上、振り分けたというところですので令和5年度予算に限って振り分けたことではないことをご理解いただきたいと思います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 地域おこし協力隊の予算の振り替え部分ですが、今木林総務課長からご説明があったとおり、町としては事業別予算というのが基本的になってきた部分もありまして、まずはその形を望ましい姿として考えたこと、あと背景には協力隊員が一覧表にも配らせていただいたのですが徐々に増えてきていまして、政策推進課による色々な経理事務を一括管理していく部分の負担感も大きくなってきたこともありまして、そのようなことから総合的に判断して今回予算を事業別に振り分けているような状況になっています。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今の事業別予算の部分はそのとおりです。ただ今回の予算書の中の説明欄でわかりにくいというところは複数回寄せられましたので、今回事業別予算で地域おこし協力隊員もそれぞれの事業に振り分けたのですが、一覧表を配布して何とかわかりやすくは今回させていただきましたが、それを説明欄の中で何かちょっとどういった協力隊員なのかがわかるようなそういった工夫は来年度はしてみたいなと考えています。

○委員長（鳥越真由美君） 後期財政計画と町債の借入の件ですね。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 後期財政計画と町債の借入についてというところのご質問になりますが、今回ご説明をさせていただいた後期財政計画の部分で町債の借入れ部分については、最後のページを後ほどご確認いただければと思うのですが防災支援施設改修整備事業というのが5年6年というところで計画させていただいていますので、そうしたところが借入れとしては当然見込ませていただいているようなところになってこようかなと思っています。この後公債費、借入の部分については大型事業が終わりまして、この後大きな事業としては町民センターの改修工事、現在進んでいます酪農2号線というのが事業費としては大きい2つの事業かなと思っています。この後以前からもご説明もさせていただいていますとおり災害関係の事業がほぼ完了していくということで災害復旧の関連の事業の予算も計画上ゼロがこの後令和6年度から、災害なので新しく起きた災害は別としてもそういった予算は出てこないと考えますと一般的な予算を作る段階では色々な事業がありますのでそういった借入があるかと思いますが、返済する中で徐々に公債費なんかも落ちてくるのかなと考えています。続きまして、合わせまして公債費比率のところについてもそういった計算のもとで算定していますので、推計の中では反映させていただいているところです。あと基金の関係、

（理事者側協議）

- 政策推進課長（渡邊匡人君） 先ほど説明した5700万のところ。
- 委員長（鳥越真由美君） あと町債の借入の件ですね。
- 7番（三浦恵美子君） 町債の借入と基金残高が後期計画より全体として3億上回って2億が財調だと。先ほど米川委員への答弁の内容での要因かという確認。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 先ほど米川委員の方からもいただいたとおり基金が減っていくことへの懸念ではあるのですが、今回策定しました後期財政計画については1月段階での締めと言いますか補正段階を反映したものであったものですから、これ今3月に変えた段階で交付金が増えたりですとか要因が増える要素がありますので、計画としては最終年度で19億円ということであったのですが、それに令和5年度の決算ベースでいくと約3億円ぐらい乗るので20億円を超えるようなものが今の段階の見通しとしては基金として残って、目減りはしますがそういったプラス要因もありますので、しっかりとしたこれからも財政運営していくというところで取り組んでいきたいなと考えています。

〔及川町長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 町長。
- 町長（及川秀一郎君） 町債の関係で早来学園を建てて一時期上がった。それは財政計画の際にも説明しましたとおり町民センターのそういった大型事業についても織り込んだ中での財政推計となっています。
- 委員長（鳥越真由美君） 民生費の1億落ちている要因の部分は。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 大きな要因として見れるかということになるのですが、今年度の民生費でいきますと14億3300万7500円。昨年度が13億6187万3000円というところですが、マイナス要因という今1000万以上のところでは民生費を拾わせて、財政担当に拾わせていただいた中ではプラスに要因しているものはあるのですが、マイナス要因ということで大きな要因としていないものがないので、小さなものの積み上げの中で結果として落ちているのではないかなというのが他の費目と比較した時に大きく変動するものを見つけやすいのですが、1000万円以上の要因としては特に無いのかなとは思っているのですけれども。

（理事者側協議）

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） 大変申し訳ございません、別の資料を見ていただいて申し訳ございません。民生費前年度対比ということで7120万円、5.2%の増のところのご質問かと思われま。認定こども園の運営経費などによる増加ということで、子どものための教育保険給付費負担金が大きな要因になるのかなと思っています。以上です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。総括的な質問、ほかに。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） なければ、私も質疑がありますのでここで副委員長と交代します。暫時休憩します。

(委員長、副委員長交代)
(暫時休憩)

○副委員長(米川恵美子君) では休憩前に引き続き会議を開きます。それでは総括的な質疑をお受けします。

[鳥越委員挙手]

○副委員長(米川恵美子君) 鳥越委員どうぞ。

○4番(鳥越真由美君) 震災後ですね店を閉じられる話を耳にしてきました。議員の中でも色んな、そういう大変そうだねっていう話を随分していました。しかし昨年ぐらいから起業家カレッジや移住ドラフト会議など私も拝見させていただきまして、町の施策の効果だとは思いますがけれども新規開業の話をいくつか聞いています。そこで現在安平町に起業創業の相談がありますか。あればどのぐらい来ているかお答えできますか。

[村上商工観光課長挙手]

○副委員長(米川恵美子君) 商工観光課長。

○商工観光課長(村上純一君) 議員おっしゃるとおり昨年あたりから起業創業に向けた相談が増えてきていまして、実際今年度令和4年度についても創業支援補助金を活用して創業した方が4件いらっしゃいました。令和5年度についても現在ある程度具体的に準備を進めている方が4件ほどあります。それ以外にも令和6年度以降の起業創業に向けた相談ですとか構想段階の相談も1件2件ではなく既に複数件受けています。その相談の内容は物件探しも含めて相談を受けていまして、ただ単純に物件と申しまして起業する業態が飲食なのかとか製造業なのかとか、そういうのによって必要な物件が変わってくると思っていまして、その内容に合わせて町内にある空き店舗ですとか、あとは空き住宅、更には店舗ですとか事業所さんの一角を借りて創業できないかとか、そういった視点も含めて現在相談の対応をしているところです。以上です。

[鳥越委員挙手]

○副委員長(米川恵美子君) 鳥越委員。

○4番(鳥越真由美君) 私の住んでいる白樺辺りも結構新しいお店ができるん

だなどと思って期待はしているところです。ただ一方で構想段階とかそういうものの中には起業や創業する際に新築だったりするとハードルが高いというふうに思われるわけですね。空き物件なんかも私も声かけられてどこかいいところないですかみたいな、それもでも見つからないという話もよく聞きます。安平町として現在のようないい流れが来ている中で、例えばチャレンジショップ、早来にあります、そういうものがありますが、もっと更にハード面での投資をしていくつかの店舗を貸せるような施設を、例えば地方創生事業みたいなものと絡めることで整備していくことができないのかなと思うのですがいかがですか。

〔村上商工観光課長挙手〕

○副委員長（米川恵美子君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 担当課としても現在空き物件が少ないという状況は承知してまして、貸店舗ですとかチャレンジショップの整備といったものも構想としては持っていましたが令和5年度に予算化しているものは特にありませんでして現段階でお答えできるまでは成熟していない内容となっています。ただハード整備ではないのですが、やはり後継者が不在の事業所さんも結構多いこともありまして、そういった後継者不在の個店等を対象にした事業継承者確保対策として町内事業者を対象とした事業承継に関する意向調査を実施しまして、事業承継していきたい事業者さんと移住して継業したい方々がいらっしゃると思いますので、そういった方とのマッチングのサイトがありますので、そういったところに登録を実施する予定でして、これは令和5年度の予算で見ているのですが、そういった今色々起業創業に向けた相談を受けている方の中で、もしかしたら事業承継したい事業者の方とマッチングしてくる方も出てくるかもしれないなどは考えています。更に起業創業直接関連するものではないのですが関連するものとしてはラピアって早来地区の中心街にあるのですが、そちらはコワーキングスペースとして利用できるようにコンセントとデスクパネルを整備し、あとは総務課の方で公共施設全体のWi-Fi整備も実施していただいて、その中にラピアも入っていますので、コワーキングスペースとしても利用いただけるようになるかなと思っています。以上です。

〔鳥越委員挙手〕

○副委員長（米川恵美子君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） 今コワーキングスペースの話が出てきましたが、起業ができる場所の確保や創業に向けてはコワーキングスペースやサテライトオフィスなどに活用できる町所有の建物、例えば担当は違うと思うのですが

白樺の新規就農の近くにある元々4Hクラブ、ログのところがありますよね、ああいうところが風景も含めてとてもサテライトオフィスとかコワーキングスペースには向いているのではないかなと思うので。だから担当の中で考えていくのではなくて他の、町全体のポテンシャルみたいなのを洗い出して現在の安平町に対する注目せっかくされているので、そういうのをチャンスと捉えてスピード感がある施策が必要なのではないかなと思っています。今回の予算でも商工費はその内容は大きなものでも補助金とか管理経費などがほとんどではないかなと思っています。予算全体でその配分から見ても令和3年が2.27%、4年度が1.75%そこから見ると5年度の商工観光課に向ける予算が2.64%となっていて、構成比率は昨年度よりは上がっているとはいえどもここ数年とても低い感じで推移されているのではないかなと思っています。コロナ禍とか復興関連の事業それから教育の方の事業も今落ち着いてきましたので、次年度を見据えた施策をここで考えていく必要が急がれるのではないかなというふうに思いますけれども、答えられる部分があったらお願いします。

〔村上商工観光課長挙手〕

○副委員長（米川恵美子君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 安平町は元々空港に近くて道央圏に位置しているということですのでそういった立地特性があったのですが、更に近年教育に力を入れている町ということで注目を集めているのだらうと思っています。更に最近になりまして隣接地に大規模半導体の工場も企業も進出してくることが決まりまして、そういったことで更に注目を集める可能性もあるかなと思っています。我々も新たなチャレンジショップですとかそういったものも視野に入っていましたが、議員さんおっしゃるような視点も含めて今後各課にまたがる話でもありますから引き続き検討していきたいというふうには思っています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○副委員長（米川恵美子君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 震災からまたコロナ禍ということで、この4年間早来で空き地になったところにトレーラーハウスを持ってきてチャレンジショップ2つとサテライトオフィスも設置をし、そこについても今のところ稼働していただいている。そこを設置して入るところが無いだとか、そういう実績になってくるとなかなかその後の展開というのは常設型であったり既存の施設を直していくところは結構ハードルが高いのですね。整備しても入らないというのはこれ最悪の形になってしまいますので。今我々だけでなく議

員の皆様方も非常に色々な動きが安平町においてあって、また問い合わせも多く、移住定住もそうありますが起業創業も先ほどの数字もいただいている。そういった好機がこの令和4年度というのはやはりなかなか物価高もあり資材高騰もあり、アパート助成をやってもなかなか国のルールどおりやると声が掛からなかったということも踏まえて令和5についてはそこまで踏み込んではいないですが、当然この動きの中で追分地区という先ほどの質問の中で鹿公園のログハウスみたいな、こういった震災やコロナがなければ他の自治体でもロケーションが良い場所、そこでワーケーションであったり、ちょっとは息抜きをしながら景色のいいところで仕事をする。安平町はちょうど去年の4月にこれはキーだったと思います。インターネットの光環境がこれ安平町全域で使えるようになった。ここが一番大きいと思います。先ほど村上課長も言っていた情報系のラピダスが千歳の工業団地の方に来ると。そういったところに集積すればやはり情報系の企業が結構多く来ると思うのです。そこにきちんとWi-Fi環境であったり完備したサテライトオフィスだったり整備することによって当然近いですし光環境も整備されていけばということは今後見込めるように、ようやく安平町もその土俵に上がってきたなと私は思っていますので。昨日までの議論の中で企業誘致の話もありましたが、そこも合わせながら安平町のこの近い距離の中でしかも情報系ですよ、サテライトオフィスでいけばオンラインで仕事の方がターゲットになるかと思いますが、そういったところもアンテナを張りながら、ただ無駄なく事業を進めていかなければならないということですので、貴重なご意見ですから商工観光担当だけではなく、もうちょっと幅広く同時に動いている様々な検討協議会だったりプロジェクトもありますから、そういったところも含めて全体的に今ご提言いただいたところを含めて対応していきたいなと考えています。

○副委員長（米川恵美子君） はい。これで副委員長の交代を終わります。それでは暫時休憩します。

（委員長、副委員長交代）

（暫時休憩）

○委員長（鳥越真由美君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。他に総合的な質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を求めます。反対の方の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 討論なしと認めこれから採決します。本委員会に付託された議案第 19 号、令和 5 年度安平町一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認めます。よって議案第 19 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎ 令和 5 年第 2 回安平町議会定例会 議案第 20 号

○委員長（鳥越真由美君） 本委員会に付託された議案第 20 号、令和 5 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題と致します。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第 20 号朗読

議案第 20 号

令和 5 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について

令和 5 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

別冊の予算書をご覧ください。

令和5年度安平町の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ890,671千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。令和5年度国民健康保険事業特別会計予算については平成30年度からの北海道広域化により保険給付費は北海道からの交付金で賄われ、国民健康保険事業費納付金は国保税及び保険基盤安定負担金などの一般会計繰入金を財源に北海道へ納めることで安定した事業運営となっております。令和5年度は、総額8億9067万1000円、前年比1.64%の減額予算となっております。

それでは歳出の主な内容についてご説明いたします、予算書16ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費8節旅費は諸会議にかかるもの。10節需用費は参考図書等の消耗品と限度額証の印刷製本費となります。11節役務費は高額療養費申請書の切手代。12節委託料は国保事務電算処理業務等の委託料。17ページにわたる13節使用料及び賃借料は諸会議にかかる駐車場使用料。2目連合会負担金は説明欄記載のとおりとなります。18ページにわたる2項1目賦課徴収費は保険税徴収にかかる事務経費として説明欄記載のとおりです。19ページにわたる3項1目運営協議会費は前年同額の計

上となります。

20 ページ 2 款 保険給付費 1 項 療養諸費は医療費の給付に関する予算計上となり、令和元年度から令和 3 年度の過去 3 か年実績を基に算出しております。予算額は説明欄記載のとおりとなりますが、1 目 一般被保険者療養給付費から 21 ページにわたる 3 目 審査支払手数料までにつきましては被保険者数の減少に伴い減額となります。2 項 1 目 一般被保険者高額療養費は過去 3 か年の実績により増額。2 目 一般被保険者等高額介護合算療養費は前年同額となります。22 ページにわたる 3 項 移送費は前年同様科目設定。4 項 1 目 出産育児一時金については 1 件分の減額。23 ページにわたる 5 項 1 目 葬祭費については 1 件分の増額。6 項 1 目 傷病手当金については前年同額となります。

24 ページ 3 款 国民健康保険事業費納付金 1 項 医療給付費分及び 25 ページにわたる 2 項 後期高齢者支援金等分並びに 3 項 介護納付金分までの項目で総額 2 億 7344 万 6000 円を北海道へ納付するための科目となり、被保険者数の減少により減額となります。この納付金は北海道全市町村の医療費推計に基づき北海道から安平町に提示されたもので、安平町はこの納付金を収めるための保険税収納額と基盤安定繰入金等を財源として納付するものとなっております。

続く 26 ページ 4 款 共同事業拠出金は前年同額となります。

27 ページ 5 款 財政安定化基金拠出金は前年同額となります。

28 ページ 6 款 保健事業費は市町村が実施する医療費削減対策の予算として計上しておりますが、1 項 1 目 12 節 委託料は特定健診システム保守点検業務委託料として増額しております。18 節 負担金補助及び交付金は特定健診システム購入負担金として増額しております。10 節 需用費は前年同額で、29 ページにわたる 11 節 役務費は 7000 円減額しております。30 ページにわたる 2 目 特定健康診査等事業費は受診率向上に向けて事業を行っているところですが、令和 5 年度においては国保連合会との共同事業で特定健診受診率向上を目的としたデータヘルス計画策定のため増額となっております。

31 ページから 32 ページにわたる 7 款 諸支出金 1 項の各目は過年度還付金及び償還金として前年同様の計上となります。33 ページにわたる 2 項 1 目 一般会計繰出金は一般会計で実施するインフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の国保被保険者分として繰出してありますが件数増加を見込み増額としています。

34 ページ、8 款 予備費は前年同額で計上。

次に歳入をご説明いたします 5 ページをお開きください。1 款 国民健康保険税 1 項 1 目 一般被保険者国民健康保険税ですが 1 節から 7 ページにわたる 3 節までは一般被保険者の現年課税分として、続く 4 節 5 節 8 ページ 6 節は一般被保険者の滞納繰越分として計上しております。2 目 退職者被保険者等国民健康保険税の 1 節から 9 ページにわたる 3 節までは滞納繰越分の計上で科目設定となります。国民健康保険税につきましては被保険者数の減少によ

り減額となるところですが、令和4年度予算が新型コロナウイルス感染症の影響を見込んだ予算措置としていたため総額で1億9308万2000円、前年度比0.2%の増額となり保険基盤安定負担金の一般会計繰入金と合わせ北海道から提示された納付金を納入できる予算となっております。

続いて10ページ2款道支出金1項1目保険給付費等交付金1節の普通交付金は医療給付費分として歳出2款傷病手当金を除く保険給付費と同額で計上。2節特別交付金は医療費削減対策等の経費として交付されるもので保険者努力支援分、特別調整交付金は前年同額として計上。道繰入金は財源調整のため減額。特定健康診査等負担金はデータヘルス計画策定のため増額となっております。2項1目財政安定化基金交付金は科目設定。

11ページ3款繰入金1項1目一般会計繰入金は、これまで同様に1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分、2節保険基盤安定繰入金保険者支援分は保険税の軽減補填分として国、道から一般会計に交付された額に4分の1の町負担分を加算した額を繰入れており過去3年間の推計を基に算定しております。3節未就学児均等割保険税繰入金から12ページにわたる7節その他一般会計繰入金までは説明欄記載のとおりです。

13ページ4款繰越金は科目設定。

14ページから15ページ5款諸収入は前年同額での計上となります。

以上で説明を終わりますがご審議のうえご承認くださいますようお願い致します。

- 委員長（鳥越真由美君） 説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。本会計は歳出からページごとに質疑を行います。歳出16ページをお開きください。16、17ページ質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） これも単純な質問で申し訳ないのですが、16ページと17ページにある委託料と国保連合負担金の部分に出てくる医療系端末等保守点検業務委託料と医療系端末等購入負担金、こちらはどのような医療機器系の端末なのか伺いたいのですが、どのようなものですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） こちらは担当が国保連合会とのやりとりで使うシステムとなっています。以上です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので18、19ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 18ページの1目の運営協議会運営経費ですが、こちらは実績見込みの計上だとは思いますが令和4年はいつ行われたかということで予算組む前に行っているか。事前にどのような事業に取り組みたいと協議してから予算を行っているか。今回は何回でどのような内容で令和5年度はやるのか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらは年2回決算と予算編成時に行っていて今回もコロナの感染状況の影響で書面会議となっています。予算確定前に審議をさせていただいて令和5年度においても制度の変更はなかったということと、あと保険税も税率の変更がなかったということで令和5年度の予算には問題ないということで承認いただいています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 開催日など内容など確認できる議事録などを後で確認することができるでしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議事録の方を開示させていただきたいと思えます。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようなので20、21ページ。

〔米川委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 20ページの一般保険者療養給付金ですが、これ病名は主というか何件かあるのだらうと思いますが主にどういったものなのか。それから下の方の診療報酬明細審査支払手数料ですが、これはレセプト審査によってどれぐらいの発見があったのか、件数とか昨年ですね。今までの額だとかどれぐらいあったのか、それに対して今回は何人をお願いしているのかということと、それからもう一つ、その下の方の一般被保険者高額療養費ですが、この療養費にしても交付金ということですが、これは病気、病名を特定しての交付金なのではないでしょうか。以上お願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらは一般療養給付費の方ですが、基本的には通常かかって、そのレセプトが返ってきて、給付費としてお支払いしているというものになります。病名については色々あると思います。あと高額療養費の方ですが、こちら入院したりですとか限度額認定証を持たない中で入院したり、あとは高額なものが月の中で何件か集まってそれが高額の部分を超えるところこちらの方でお支払いするということになっています。

○委員長（鳥越真由美君） 3目の方の診療報酬。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 支払手数料の方ですね。こちらは近年国保連合会と各医療機関の一部においてもA Iを活用した資格及び給付の審査が行われていまして、安平町で行っている2次審査、先ほど申したのは1次審査で安平町で行っているのは2次審査なのですが、ほとんど最近はそのA Iがはじくのであまりないのですが、月平均で資格は5件程度、給付は3件程度返礼があります。額にしては2万円程度となっています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

- 2番（米川恵美子君） 昨年ではなくてその前だったと思うのですが、高額医療費が必要となるような病名で一番多いのは肺炎だとお聞きしたことがあるのですが近年もやっぱりそうなのでしょうか。それに対してどのような指導とか検診のお勧めだとかをしているのか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） そちらの方は基本的には保険者である北海道の方で情報は収集していると思うのですが、安平町においても高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業のほうでKDB、国保のシステムが入っていますので、そちらの方で情報収集しながらこういった病気が多くてこういった検診、こういったその検診にかかる指導をしていったらいいのかというところを今分析している最中です。以上です。
○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） ないようなので22、23ページ。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
○7番（三浦恵美子君） 22ページのところの出産一時金の部分ですが、こちら勘違いだったら申し訳ないのですが、条例これ改正したかと思うのですが、金額この時に上げていると思うのですが、1名分減になったためにこれ減額という予算計上という理解でよろしいですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらも先ほど一般会計であった時と同じように議案第16号で可決していただいたのですが、予算については実績ベースで上げさせていただきまして可決されましたので適切な時期に補正予算の方を上げさせていただきたいと考えています。以上です。
○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので24、25ページ。ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので26、27ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ28、29ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 28ページの負担金補助及び交付金の部分の特定健診システム購入負担金とありますが、これどのようなシステムなのか、すいませんがよろしくお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） これが保健事業と介護予防の一体的実施で使うKDBシステムとなっています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ次に行きます。30、31ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 30ページの18負担金補助及び交付金の北海道国保連合特定健診受診率向上支援等共同事業負担金、こちらどのような内容でしょ

うか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） こちらは受診率向上のために国保連合会と共同で作っていくデータヘルス計画の作成の料金となります。以上です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので32、33ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ34ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページについて質疑はありますか。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 5ページの保険税についてですが、先ほど答弁の中に今年度保険税の値上げはないということで承認をいただいたと運営の方でいただいたことで答弁いただいたのですが、この収納について台帳等で管理をしているかも過年度確認させていただいて聞いているのですが、こちら電話勧奨はいつ行ったとか、督促状をいつ出したかの管理まで細かくされているかどうか伺います。

〔下出税務住民課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 税務住民課長。
- 税務住民課長（下出佳史君） 保険税の納付書の発布以降、督促状の発布また

催告状の発布、それでもまだ納まっていない方への電話対応ですとか面談の日程とか、そういったものを管理している台帳ということですね。システム上の滞納されている方をピックアップしたシステムがあるので、その中で一人ずつ、いつ電話対応した、督促状発布したというようなことは履歴として確認できます。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば滞納していて収納の相談の中で生活相談の事例もあると言っていたのですが、その生活保護移行はどうか、救済につながったかずっと気になっているところで、医療を受けられなくなったら困るので、百条減免とかもあると思いますけれども、そちらの利用の事例もあったか伺います。

〔下出税務住民課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 以前からもお話をさせていただいていました。実際に滞納者の方と面談をしている中で生活的に厳しいような様子があればということ。ただこちら側から生活保護どうですかっていうのはなかなか言えないので、当然面談していて向こうが苦しいんだとか大変だとお聞きした上でこちら側から福祉サイドにお話ししましょうということは当然あり得ます。ただ、それで実際保護に繋がったというのは、そこまで私どもでは把握していません。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので7、8ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 7ページの医療給付費分の滞納繰越分のところですが、金額が固定されているように見受けられているのですが。これは収納がある

程度できているかどうかというのを伺いたいのですがいかがですか。

〔下出税務住民課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 税務住民課長どうぞ。
- 税務住民課長（下出佳史君） この滞納繰越分ですが、現年で収まらなかった部分、これが翌年度の滞納繰越になってくると。その滞納繰越になった部分が全額入ればいいのですがなかなか難しく例年 10%程度ということで積算させていただいていると。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 大体見込んだ10%ぐらいは大体入るのでしょうか。

〔下出税務住民課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 税務住民課長。
- 税務住民課長（下出佳史君） 実際滞納額、予算措置した部分が全額入っているかというとなかなかそこまでは届いていないところがあります。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） ないようなので次に行きます。9、10ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） なければ11、12ページ。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 11ページの未就学児均等割保険税繰入金、こちら今年度は何人分見込んでの計上か伺います。

[阿部健康福祉課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 令和4年度の実績だったのですが世帯数が32世帯で人数が45名、金額におきましては63万4600円となっています。こちらの方を積算しまして今年度の予算額としています。以上です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） ないようなので次に行きます。13、14ページ。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） なければ15ページ。最後ですね。ないですか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） なければ以上で歳出歳入の質疑を終わり、次に総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 1点、資産割が今後無くしていくような形になると4方式から3方式になると説明を受けていると思うのですが、資産割を無くした場合、財源をどこから持ってくるのか、その考えがあるかどうか伺います。

[阿部健康福祉課長挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） そこがまだ北海道の方と打ち合わせをしながら決めているところなのですが、先日の補正の時にもお答えしたのですが基金が今2億円程度ありますので当然3方式にすると所得割の方の保険料が上がってしまうこととなりますので、そこを基金を出しながら平準化していくというような試算が、保険料を上げないで負担かからないような形でできないかを今シミュレーションしながら検討しているところです。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他に総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を認めます。反対の方の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので討論なしと認め、これから採決をします。本委員会に付託された議案第 20 号、令和 5 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認めます。よって議案第 20 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎ 令和 5 年第 2 回安平町議会定例会 議案第 21 号

○委員長（鳥越真由美君） 次に本委員会に付託された議案第 21 号、令和 5 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題と致します。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第 21 号朗読

議案第 21 号

令和 5 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和 5 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

別冊の予算書をご覧ください。

令和5年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ150,491千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明致します。この会計は保険料と保険基盤安定繰入金を財源として北海道後期高齢者医療広域連合へ納付金を納めることが主なもので、その他事務費等の歳出に伴う交付金を計上する予算となります。

はじめに歳出をご説明します、9ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費総務一般事務経費の8節旅費から13節材料及び賃借料は説明欄記載のとおりです。

10ページ2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目1節負担金補助及び交付金は保険料収入と保険基盤安定繰入金を加えた額の計上となります。

11ページ3款保健事業費1項1目保健衛生普及費は脳ドック検針の委託料で、苫小牧地区10件千歳地区10件の医療機関実施分となります。

12ページ4款諸支出金1項の各目は前年度同額を計上。

13ページ5款予備費についても前年同額の計上としております。

続いて歳入をご説明します、5ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料1項1目1節現年分は北海道後期高齢者医療広域連合の定めた率

により計上したもので、算出被保険者数の増加等により前年度と比較し 315 万 7000 円増額となっております。

6 ページ 2 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は事務費分と保険基盤安定繰入金で構成され、保険基盤安定分については所得の低い方への保険料軽減額影響分として補填されるものですが、1 人当たりの軽減額の減に伴い減額となっております。

7 ページ 3 款諸収入及び 8 ページ 4 款繰越金については科目設定としております。

以上で説明を終わりますがご審議の上ご承認くださいますようお願い致します。

- 委員長（鳥越真由美君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出 9 ページをお開きください。9 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） ないようですので 10、11 ページ。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） ないようですので 12、13 ページ。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） なければ以上で歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。5 ページをお開きください。5、6 ページについて質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

- 7 番（三浦恵美子君） 5 ページの保険料についてですが、こちら税額が上がっている要因として被保険者が増えたということでご答弁いただいたのですが、保険料の税率などは上がらなかったのか伺います。

〔下出税務住民課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 議員おっしゃられたとおり被保険者令和4年度の予算の時が1631人、今回の予算の算定が1662人ということで31人増えているということです。料率の改正は広域連合の方で定めていますので令和5年度は変更ありません。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので7、8ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ以上で歳出歳入の質疑を終わり、次に総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 昨年10月から医療費の窓口負担が2割の人の対象が増えたと思うのですが、軽減措置で月に3000円を超えないものとする当面はあるのですが、その後利用控えの傾向が見られないかどうかこちらだけ確認させてください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 利用者負担割合2割分ですね。こちらは担当の方で調べたところ今現在189名の方が2割負担の方に移行されています。こちらの分析が基本的には広域連合の方でないとなかなか難しいところになっているのですが、安平町としては広域連合の方に安平町としての状況はどうなっていますかという問いかけをしながら今後の推移について見ていきたいとは思っています。ただ、令和7年9月までは負担額がいくらかかっても3000円までに抑えられるという国の制度がありますので、そこまでは受診控えとかそういったことにはならないのではないかなと考えています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 調査されるということでそれで推移を見るとのことだったのですが、もしその推移でそれが傾向が見られるのではないかと判断された時は何らかの手当てを町独自で行うかどうか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 国の方では今は全世代型の社会保障制度ということで国の方で取り組んでいるところがありますので、安平町としても基本的にはその制度に則った形でやっていくしかないのではないかなと考えていますが。何回も言って申し訳ないのですが高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業をこれから本格的に進めていく状況ですので、そういった中で健康延伸事業にかかる対策をしていきながら、そこを費用がかからないような、給付費がかからないような形で全力でやっていきたいと考えています。以上です。

- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

- 委員長（鳥越真由美君） 他に総括的なありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） ないようですので次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を認めます。反対の方の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） 討論なしと認め、これから採決します。本委員会に付託された議案第21号、令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎ 令和5年第2回安平町議会定例会 議案第22号

○委員長（鳥越真由美君） 本委員会に付託された議案第22号、令和5年度安平町介護保険事業特別会計予算についてを議題と致します。説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第22号朗読

議案第22号

令和5年度安平町介護保険事業特別会計予算について

令和5年度安平町介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和5年度安平町介護保険事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

別冊の予算書をご覧ください。

令和5年度安平町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ956,290千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（介護サービス事業勘定歳入歳出予算）

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,936千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により保険事業勘定歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和5年度安平町介護保険事業特別会計保険事業勘定予算についてご説明致します。令和5年度の当初予算につきましては令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間として策定致しました第8期介護保険事業計画の3年目となっており保険料、保険給付費、地域支援事業費等各項目の積算に基づいた予算編成となっております。

はじめに歳出のご説明を致します、18ページをお開きください。1款総務費1項1目一般管理費は20ページにわたり説明欄記載のとおりとなりますが、(1)介護保険事業人件費は職員2名分の人件費に係る経費となります。19ページから20ページにわたる(2)の介護保険事業事務費は会計年度任用職員経費や諸会議にかかる旅費、需用費は参考図書購入や被保険者証の印刷経費となります。20ページ11節及び13節は電話料や複写機リース料。17節備品購入費は国保連電送システム端末購入費、18節負担金補助及び交付金は保険者ネットワーク負担金等の事務経費の計上となります。21ページ2目連合会負担金は科目設定。2項1目認定調査等費は介護認定審査会に係る経費として認定調査件数の減により減額となります。22ページ2目認定審査会共同設置負担金は事務局の厚真町に支払う安平町分の負担金となります。

23ページ2款保険給付費1項1目居宅介護サービス等給付費から26ページ6項1目特定入所者介護サービス費までは保険給付費として計上するもので、科目全体では8億7691万8000円で、前年度と比較し494万円の増額となっております。この要因は第8期介護保険事業計画のサービス見込み量により計上されたものと令和4年度の実績をもとに分析し、訪問看護等の居宅での介護サービス利用者が増加していること及び地域密着型サービスの利用者増加により増額となっております。6項1目特定入所者介護サービス等費は、食費、居住費助成に対する介護サービス利用の補足給付で増額となっております。

27 ページから 31 ページにわたっては 3 款地域支援事業費となりますが、科目全体では 5090 万 9000 円で前年度と比較し 850 万 6000 円の増額となっております。27 ページ 3 款地域支援事業費 1 項 1 目及び 2 目はこれまでの実績に基づく計上で、27 ページから 28 ページにわたる 2 項 1 目一般介護予防事業費は介護予防事業に係る人件費及び介護予防教室委託料の経費となっておりますが、介護支援専門員 1 名分の人件費を包括的支援事業費に移行したため減額となっております。28 ページから 31 ページにわたる 3 項 1 目包括的支援事業、任意事業費は介護予防計画作成に係る会計年度任用職員の人件費を増額計上しております。29 ページ 1 節報酬から 4 節共済費までは説明欄に記載のとおりとなります。30 ページにわたる 7 節は認知症サポーター養成講座の講師謝礼やしゃんしゃん教室への参加等に対する行政ポイントの計上。12 節委託料は高齢者台帳システムの保守、在宅医療、介護連携推進に係る経費及び生活支援体制整備事業に係る経費が主なものとなります。17 節備品購入費はケアプランマネジメントシステムの導入によるものです。31 ページにわたる 18 節及び 19 節は説明欄記載のとおりです。4 項 1 目審査支払手数料は見込み額として前年同額で計上しております。

32 ページ 4 款諸支出金 1 項 1 目は前年同額計上。2 目償還金 33 ページにわたる 3 目第 1 号被保険者還付加算金は科目設定。2 項 1 目一般会計繰出金は家族介護用品助成事業を一般会計に繰出すもので、実績見込みにより増額計上としています。

34 ページ 5 款予備費は歳入歳出の財源調整額を予備費として計上しております。

続いて歳入をご説明します 5 ページをお開きください。

1 款保険料 1 項 1 目現年度分は第 8 期計画に基づく保険料の積算となります。保険料については第 7 期に続き保険料を据え置きとしていますが、被保険者数の減少に伴い減額となっております。対象者の内訳については 6 ページに続く説明欄に記載のとおりです。2 節滞納繰越分は科目設定です。

7 ページ 2 款使用料及び手数料についても科目設定となります。

8 ページ 3 款国庫支出金 1 項 1 目介護給付費負担金は、居宅・施設の給付費別の補助率で説明欄記載のとおり計上。続く 2 項 1 目、9 ページにわたる 2 目 3 目についてもそれぞれの事業費に対する補助率で積算しております。4 目保険者機能強化推進交付金及び 5 目保険者努力支援交付金についてはサービス給付の適正化や地域ケア会議、在宅医療介護連携事業等の評価指標に基づく奨励交付金で、交付見込みにより前年同額で計上しております。

10 ページ 4 款支払基金交付金は 1 項 1 目介護給付費交付金。2 目地域支援事業支援交付金は国庫支出金と同様歳出 2 款及び 3 款の給付費に一定の補助率で交付を受けております。

11 ページから 12 ページにわたる 5 款道支出金においても同様に一定の補助率で北海道より交付を受けております。

13 ページ 6 款繰入金は 1 項 1 目から 3 目まで保険給付費、地域支援事業費、包括的任意事業経費のそれぞれに対する負担割合で、国、支払基金、北海道からの交付金のほか町から事業費の財源として繰入れているものです。14 ページ 4 目は低所得者の保険料軽減補填分として一般会計に交付を受けた額に町の負担額を上乗せして計上しております。5 目その他一般会計繰入金は職員給与費 2 名分と歳出 1 款の総務費分を繰入するものです。2 項 1 目介護サービス事業勘定繰入金は、この後説明致します介護サービス事業勘定から地域支援事業費の財源として繰り入れるもので、15 ページ 7 款繰越金は前年度繰越金として介護保険料の財源不足を見込み増額計上としています。

16 ページ 8 款諸収入 1 項 1 目から 2 項 3 目までは科目設定。17 ページ 4 目雑入は説明欄記載のとおりです。

続きまして介護サービス事業勘定予算についてご説明致します。47 ページをお開きください。

1 款サービス事業費 1 項 1 目介護予防計画作成事業費は介護予防計画作成見込み件数 207 件分となります。

48 ページ 2 款予備費は前年度同額の計上となります。

49 ページ 3 款諸支出金 1 項 1 目保険事業勘定繰出金は、先ほど説明致しました保険事業勘定へ繰出すための計上となります。

次に歳入についてご説明致します。44 ページをお開きください。

1 款サービス収入 1 項 1 目介護予防計画作成収入は作成件数見込み 1371 件分の計上となります。続く 2 項は自己負担金収入として科目設定。

45 ページ 2 款繰越金については前年度繰越金として科目設定となります。

以上で説明を終わりますがご審議の上ご承認くださいますようお願い致します。

○委員長（鳥越真由美君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本会計についても歳出から質疑を行います。初めに保険事業勘定、次にサービス事業勘定の順に進め、総括的な質疑と討論は両事業勘定の質疑の後に一括でお受けしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。それでは保険事業勘定の歳出から質疑を行いますので 18 ページをお開きください。18 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので 19、20 ページ。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) ないようですので21、22ページ。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) ないようですので23、24ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) なければ25、26ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) なければ27、28ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) ないようですので29、30ページ。

[三浦委員挙手]

○委員長(鳥越真由美君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 30ページのところの下の備品購入費の高齢者ケアプランケアマネジメントシステム導入の部分ですが、こちらは毎年導入費用がかかるものなんでしょうか伺います。

[阿部健康福祉課長挙手]

○委員長(鳥越真由美君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) こちら3年分の購入となりまして、今年令和5年度予算が2年目の購入部分となります。以上です。

○委員長(鳥越真由美君) よろしいですか。

○委員長(鳥越真由美君) 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（鳥越真由美君） なければ次に行きます。31、32 ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 31 ページの扶助費の部分ですが、成年後見人制度の報酬ですが、昨年度より増額しているのですが人数が増えたかどうか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちら実績としては4年度が1名いまして令和5年度はもう1人追加して2名分として計上させていただいています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ33、34 ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5 ページをお開きください。5 ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ6、7 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので8、9 ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 8ページのところの地域支援ではなく、ごめんなさい。保険者機能強化推進交付金の部分ですが、今年度も昨年度と同様の取り組みで進める方向性なのか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちらについても今年についても例年同様これにかかる事業は進めていきたいと思っておりますが、一部ちょっと新規の事業もやっていきたいところで検討中です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） その新規の事業は具体的にどのように描かれているのか、今言える範囲でお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 認知症サポーター養成講座が今八百数名いるのですが、この後のステップアップ講座の方も実施していきたいと考えていまして、その後チームオレンジという考え方もありまして、そちらの方ももうそろそろ検討した方が良いのではないかとということで進めています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので10、11ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ12、13ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので14、15 ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので16、17 ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ以上で保険事業勘定の歳出歳入の質疑を終わり、次に介護サービス事業勘定の質疑を行います。歳出 47 ページをお開きください。47、48 ページで質疑はありませんか。47、48 大丈夫ですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ49、50 ページ。大丈夫ですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。44 ページをお開きください。44、45 ページ質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ 46 ページ。質疑はありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） では歳入の質疑がなければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 何点か伺いたいのですが、まず認知症サポーターの件ですが2月末で新規128名、総数815名というふうにご答弁いただいているのですが、その中で実働は何人いて今どのように動いているのかが1点。

あと安平町在宅医療介護連携推進事業について実施要綱3条に実施主体が

安平町にするというふうに書いてありますが、具体的にどのような取り組みを行っているのか、令和5年度はどのように進めていくのかが2点目。

あと予算資料の基金に関する調べについて認知症高齢者グループホーム維持運営基金というものがありますが、この基金の創設の目的と今年度は積み立てが無いようですがその理由をお知らせください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 認知症サポーターの会の実働人数ではなくてサポーターの実働人数で言いますと把握はしていないのですが、基本的にはサポーター養成講座でサポーターになっていただいた方が認知症サポーターの会の会員でして、人数がちょっと正確な数字が頭に出てこないのですが、12名前後というぐらいになっています。毎月開催して大体1回に20名程度の参加者がいます。最近は認知症本人の方も何名か参加されている状況となっています。

2つ目がなんだったか、3つ目の基金だったのですが。これまで基金として積み立てて充てていたのですが、今後についてはその基金としてやるのではなくて1回1回実施計画にきちんと上げて、そこでその修繕とかそういったものが妥当なものであるか精査しながら実施計画の方で上げていこうとなりましたので、そこは削除することとなりました。

2番目のもう一度教えていただけますか、すみません。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 2番目は安平町在宅医療介護連携推進事業についての実施要綱3条に実施主体は安平町にするというふうに書いてあるのですが、具体的にどのような取り組みを今行っているのかと、今後令和4年度はどのように進めていくのかが2番目の質問でした。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 在宅介護医療連携の方は安平町が実施主体でして、今追分クリニックさんと打ち合わせをしながら研修ですとか居宅介護支援事業所のセミナーといったものを計画できないかというところで打ち合わせしながら、まだ委託とかまではいっていないのですが連携取りながらやっています。前回一般質問でも答えさせていただいたのですが、今年度の、

令和4年度の研修については東病院の方での研修会をやっています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） このサポーターについては実働が12名前後で開催されたら20名程度ということ。こちら実働を増やしていく取り組みをどのように考えているか伺いたいのと、あとこの在宅医療について委託まではまだ至っていないけれどもどれぐらい入院病床とか無くなってしまっているのでもちも急がれることと思いますが、いつぐらいを目途に委託までたどり着きたいとかそういう目標があるかどうか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 認知症の関係ですが今後については追分地区での認知症カフェの開催について今検討しているところで、ただ認知症サポーターの会は会長がいらっしゃってしまして会員の方も意欲あってやっておりますので、町がこうしてくださいというところよりは認知症サポーターの会の方で自主的に動きながら今後そういった事業展開をしていくところで、あくまでも町はサポートしていくというところで進めています。

在宅医療の方ですね。そこについては今後東病院さんと追分クリニックさんとの打ち合わせの中で、今年始まったばかりですので今後協議していきながらできるところから始めていきたいというところで考えています。以上です。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します、在宅医療の関係ですが入院病床が無くなった時点で当時の追分菊池病院がクリニックになった時には在宅医療を目指していくと。それから東病院がなった時に対しては在宅医療を中心的に行っていくのと第一次圏域と第二次圏域を速やかに繋いでいくという形の中の電子カルテという制度をもってこの病院、地域医療提供体制に対して行っていると。ですから現在も在宅の先生は晃先生を中心として今現在行っているという形です。以上補足します。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 認知症サポーターの関係でいくと2月のオレンジカフェ、私も参加させていただいて約30名を超えるぐらいの方に来ていただいて中田施設長の方から講話していただいて、それからフロアカーリングでレクもして行った。大体1時間ぐらいで終わったのですが、その際に会の皆さんがお話していたのは大体コロナ禍も落ち着いてきたので令和5年度についてはこれを2時間ぐらいに、元に戻すようなことも含めてやっていきたいというようなお話をされていたので一応補足させていただきます。

○委員長（鳥越真由美君） 他に総括的な質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですのでこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を認めます。反対の方の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 討論なしと認め、これから採決します。本委員会に付託された議案第22号、令和5年度安平町介護保険事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（鳥越真由美君） ここで3時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○委員長（鳥越真由美君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 令和5年第2回安平町議会定例会 議案第23号

○委員長（鳥越真由美君） 本委員会に付託された議案第23号、令和5年度安平町公共下水道事業特別会計予算についてを議題と致します。説明を求めます。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光弘君） 議案第23号朗読

議案第23号

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計予算について

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

別冊の予算書をご覧ください。

令和5年度安平町の公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ790,943千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予

算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、390,000千円と定める。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和5年度安平町公共下水道事業特別会計予算について提案説明をさせていただきます。令和5年度の歳入歳出予算の総額は7億9094万3000円となり対前年比2313万9000円、2.84%の減額としています。令和5年度の予算の特徴としては一部追分地区での整備もありますが、令和4年度に続き主に安平地区での新規整備を予定しています。また、処理場関係では国庫補助事業での下水道ストックマネジメント支援制度を活用した次期計画の追分浄化センターでの汚水処理系統の電気、機械設備の更新工事のため詳細設計を計上していますが、令和4年度末に早来浄化センターでの中央装置の更新委託工事が完了したことから予算全体額では減額となっています。

それでは本予算の概要として予算書4ページからの総括、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

まず歳入において1款分担金及び負担金は対象件数の減少により前年度比37万9000円の減。2款使用料及び手数料は下水道使用料について令和4年度の決算見込みにより前年度比295万9000円の減。3款国庫支出金はストックマネジメント事業を含む補助対象事業の減額により前年度比2150万円の減。4款繰入金は会計全体の財源調整のための一般会計からの繰入金になりますが、管理費の減額や起債対象外の補助事業がないことから前年度比1257万円の減。5款繰越金は令和4年度の決算に伴う繰越金に備え科目設定。6款町債は起債対象となる下水道事業費の増額により前年度比1480万円の増。7款諸収入は科目設定としています。

次に5ページ歳出に移ります。1款管理費は一般管理費や施設管理費の減額により前年度比953万5000円の減。2款事業費では下水道管路の新規工事は増額となりますが、早来浄化センターでの中央監視装置の改築更新が完了したことにより前年度比2857万9000円の減。3款公債費は過年度に借入した事業債の元利償還金となり令和5年度の償還予定額は前年度比1497万5000円の増。4款予備費については前年同様の額と計上しています。

それでは歳出から主な事項についてご説明します。予算書 13 ページをお願いします。

1 款管理費 1 項 1 目説明欄の (1) 一般管理費は事業運営にかかる経常的な経費の項目です。まず 7 節報償費受益者分担金前納報奨金は追分処理区で対象となる額の計上。8 節旅費普通旅費は主に関連会議の参加にかかるものの計上。次の 10 節需用費消耗品費は公用車にかかるもの。印刷製本費は納付書用封筒の印刷費用。修繕料は公用車の小破修繕。14 ページにわたる 11 節役務費通信運搬費は受益者分担金負担金納付書の郵送料で、手数料は公用車と電源車の車検及び点検費用。次に 14 ページ保険料は公用車の任意保険料の計上です。12 節委託料は公共下水道耐震診断データベースシステムの保守点検にかかる委託料と令和 4 年度中の新規整備箇所の電子データ化を行うデータベースシステム更新業務の計上。13 節委託料及び賃借料はデータベースシステムにかかる機器のリース料です。17 節備品購入費は公用車の購入年賦金の計上で、18 節負担金補助及び交付金については諸会議負担金は関係総会や研修会の負担金、以下の 3 件は各加入強化への年額負担額の計上。次の上下水道料金システム利用負担金と口座振替手数料負担金は利用件数に応じて水道事業会計へ下水道会計から約 4 割を負担する費用です。次に 15 ページ下水道事業インボイス対応負担金は国のインボイス制度に対応するためのシステム改修等に備えるものとなります。22 節償還金利子及び割引料は科目設定。26 節公課費消費税地方消費税は本年度 203 万 7000 円の納付となる見込みとしています。次の (2) 水洗化促進事業の内容は記載のとおりです。続きまして 2 目施設管理費では主に各浄化センターの管理運営や污水ポンプ所、管路等の維持管理にかかる経費の計上となります。まず (1) 施設管理費 10 節需要費消耗品費は浄化センターでの水質試験に関する試薬等や有効期限を迎えた消火器の更新に対応するもので、燃料費は非常用発電機の燃料、修繕料は各浄化センターやポンプ所の機器類の分解整備 7 件と下水マンホール蓋の修理や周辺の舗装の補修費を計上しています。次に 16 ページにわたる 11 節役務費通信運搬費は早来と追分の浄化センターでの運転管理情報の通信料。16 ページ手数料は安平浄化センターの非常用発電機の保安管理やテレビ受信料で、保険料は下水道施設に起因する賠償責任及び建物共済保険料の計上です。次の 12 節委託料について脱水污泥処分業務は浄化センターで発生する污泥を胆振管内の施設へ運搬し処理するもので、管内清掃業務は下水本管及び取り付け管の閉塞等に対応する経費、污泥運搬業務は安平浄化センターの濃縮污泥を早来浄化センターへ運搬する費用となります。次の浄化センター維持管理委託料は早来追分両浄化センターと市街地の要所に設置されている 10 基の汚水中継ポンプ所、また安平浄化センターの運転管理経費で電気料や薬品を含めた包括的民間委託を実施しています。次の下水道施設維持補修委託は下水道施設に起因する事故の防止のため緊急対応を要する補修作業を単価契約するものです。次に 13 節使用料及び賃借料は記載のとおり。15 節原材

料費は浄化センターや管路の補修に要する資材の計上で、17 節備品購入費は浄化センターにて地下機関室の大型除湿器や水質試験機の更新を予定しています。

次の 17 ページからの 2 款事業費 1 項 1 目下水道整備費は担当職員の人件費と国庫交付金事業にかかる経費の計上です。まず 17 ページから 18 ページへわたる (1) 職員人件費は 4 名分の給料、手当、共済負担金で各内訳は説明欄に記載のとおりです。次に 18 ページ (2) 下水道整備費からは交付金事業にかかるもので、8 節旅費は振興局や道庁協議に充てるもの。10 節需用費は参考書の購入や設計図書の大型複写機の消耗品費、また燃料費では公用車の燃料を計上しています。次の 19 ページへわたる 12 節委託料について、公共下水道測量調査設計委託料は管路工事に伴う家屋調査と第 2 期ストックマネジメント支援制度により追分浄化センター水処理設備改築更新設計を予定しており、次に 19 ページ地方公営企業法適用業務委託料は公営企業会計の移行に備え監査法人への関係書類作成依頼、また会計システム導入の費用を計上しています。次の 13 節使用料及び賃借料は補助事業等の出張にかかる駐車場使用料の計上。次に 14 節工事請負費について、公共下水道施設新設工事は前年度に続き一部追分地区での工事もありますが主に安平地区での管路整備工事、そしてそれに付随する水道管切り替え工事の計上、また土地の分筆等による新築住宅や施設の下水要望に応じ新たに公共枮を設置する費用を計上しています。次の公共下水道施設改築修繕工事は追分地区の一部で下水本来の流れが阻害されている箇所が確認されたため 50m 程度の修繕を予定しているものです。

次に 20 ページ 3 款公債費 1 項 1 目元金及び 2 目利子は令和 5 年度分の下水道事業債及び資本費平準化債の元利償還予定額となりますが、胆振東部地震による災害復旧に充てた災害復旧事業債の償還が始まることから増額となっています。また、一時借入金の利子については記載のとおりとなっています。

次の 21 ページ 4 款予備費については例年同様額を計上しています。

続きまして歳入に移りますので 6 ページへお戻り願います。1 款分担金及び負担金では追分地区の分担金は整備箇所の減少により減額となりますが、安平地区の負担金では前年度より増額としています。

次に 7 ページ 2 款使用料及び手数料 1 項 1 目 1 節下水道使用料は令和 4 年度決算の見込み額を参考とし、前年度対比 295 万 9000 円の減額としています。この要因は人口減少の影響また公会計への移行となれば 3 月末での決算となるためです。尚、各処理区の現年度分と滞納繰越分の内訳は説明欄に記載のとおりとしています。次の 2 項 1 目 1 節下水道手数料は排水設備工事にかかるもので記載のとおり。

次に 8 ページ 3 款国庫支出金 1 項 1 目都市計画費補助金は補助対象事業に対しての交付金ですが、内容については委託業務では管路工事に伴う家屋調

査や第2期ストックマネジメント事業の設計委託。また工事請負では安平追分地区での未整備地区での新規整備にかかる交付金で合計 7700 万の計上と
しています。

次に9ページ4款繰入金1項1目一般会計繰入金については下水道事業債及び資本費平準化債の元利償還金や会計運営のための財源として一般会計からの繰り入れを合計で4億775万円の計上と
しています。あ、失礼しました、4億707万5000円の計上と
しています。

次の10ページ5款繰越金は令和4年度決算に備える科目設定で、次に11ページ6款町債1項1目下水道債は事業実施の財源としての公共下水道事業債と過年度の事業債償還を平準化し町財政の負担を軽減させるため、資本費平準化債の利用を予定
しています。また、地方公営企業法適用準備費用について公営企業会計適用債を計上
しています。

そして最後の12ページ7款諸収入は急な収入に備えるための科目設定と
しています。

続きまして3ページ、第2表地方債の説明に移ります。こちらの内容については歳入の6款町債をまとめたもので、表の上段から通常事業にあたる事業債で早来安平処理区の公共下水道は限度額を8360万円、追分処理区の特定環境保全公共下水道は3120万円、次に資本費平準化債の公共下水道を8220万円、特定環境保全公共下水道では1100万円を計上。次に公営企業会計への移行にかかる経費へ充てる公営企業会計適用債を1000万円の計上とし、総額2億1800万円を限度額とするもので起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりと
しています。

以上、簡単ですが令和5年度安平町公共下水道事業特別会計予算の説明を
終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

- 委員長（鳥越真由美君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。
質疑は歳出から行います。歳出13ページをお開きください。13ページ質疑
はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） ないようですので14、15ページ。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
○7番（三浦恵美子君） 15ページの上のところの下水道事業インボイス対応負担金、こちらシステム改修のためと説明を受けたのですが、こちら導入することによってどのような影響があるかお知らせください。

〔蟹谷水道課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 水道課長。
- 水道課長（蟹谷光弘君） これは国の施策として、令和5年10月から適正な請求書を発行してそれを保管するという義務が発生します。そのために今使っているシステムの一部改造を予定しています。その内容は、まず課税事業者と言いますか事業者の登録ナンバーが入ります。その次に税率が入ります。またその次にその税率による消費税が記載されたものの請求書が必要になりますので改修の予定をしています。以上です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） インボイス導入によって税額が増減するようなことはこの会計においてはあるのかないのか伺います。

〔蟹谷水道課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 水道課長。
- 水道課長（蟹谷光弘君） これはあくまで発行する請求書にかかるものなので、それによってこの額が変更することはありません。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） ないようですので次行きます。16、17ページ。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 16ページの浄化センター水質試験用備品というものの項目ですが、こちらは今後毎年必要になって毎年買って更新して水質検査をしていくというようなものなのですか伺います。

〔蟹谷水道課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 水道課長。
- 水道課長（蟹谷光弘君） 各浄化センターについては供用開始から 15 年を早来追分とも過ぎています。その中で水質試験室に設置してある試験機が次々と老朽化というか不具合が生じているものです。今回令和 5 年の予算に上げているものとしては低温乾燥機というものを、追分浄化センターにある 1 台を入れ替えを予定しています。以上です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。
- 委員長（鳥越真由美君） 他に。

〔内藤委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 内藤委員。
- 9 番（内藤圭子君） 脱水汚泥処分業務委託料ってあるのですが、今肥料が高騰している問題で農家からそういうものは使えないかとの問い合わせとかは来ているのか、安平町としてそういう利用を考えているかをお聞かせください。

〔蟹谷水道課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 水道課長。
- 水道課長（蟹谷光弘君） ご質問の脱水汚泥についてご説明させていただきます。年間早来追分の浄化センターから約 600 トンぐらいの汚泥が発生しています。この汚泥は苫小牧市の民間の事業者、工場に持ち込んで処理していただいています。その業者さんではその汚泥を乾燥させてコンポスト化して肥料や建築資材の方にも再利用しているものとなります。なので汚泥は町内では処分はしていません。以上です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。
- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） ないようですので次進みます。18、19 ページ。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 18ページの下水道整備費の燃料費、こちら公用車の部分というふうに伺ったのですが、減額している要因としては電気自動車の導入によるものなのかというのが1点。19ページの地方公営企業法適用業務委託料、こちら委託すると、監査の法人へ委託するというので伺っていますが、具体的にどこに頼むか決まっているのか伺います。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光弘君） まず公用車の燃料費についてご説明します。近年災害等に備えて国から浄化センターで使っている非常用の発電機、これを3日間運転できるように燃料を蓄えなさいという方針が出ていまして今年度令和4年度追分浄化センター、早来浄化センターで軽油のタンクを常設して繋いでいます。今使っている、下水道で使っている公用車の燃料も軽油なものですから、その燃料を流用して公用車に回すということで。その理由は軽油も1年以上経つと劣化するもので、それを無駄にしないために今回この予算を大幅に落としてそれを流用するようにしています。続きまして地方公営企業法適用業務委託料については、まず1つが監査法人に委託する予定ですが、まだこの事業者とは具体的に決まっています。次にシステムの変更については、これ今水道会計で使っているシステムがありますのでそれに乗せて合致させるシステム改修が必要になってくるものですから、それが今使っている愛知時計電機という業者に決まっています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんね。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ20、21ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。6ページをお開きください。6ページ質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので7、8ページ。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) ないようですので9、10ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) なければ11、12ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) ないようですので歳入の質疑を終わり、3ページ、第2表地方債について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) なければ以上で歳入歳出の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) ないようですのでこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を認めます。反対の方の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) 討論なしと認めこれから採決します。本委員会に付託された議案第23号、令和5年度安平町公共下水道事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) 異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎ 令和5年第2回安平町議会定例会 議案第24号

○委員長（鳥越真由美君） 続きまして本委員会に付託された議案第24号、令和5年度安平町水道事業会計予算についてを議題と致します。説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 議案第24号朗読

議案第24号

令和5年度安平町水道事業会計予算について

令和5年度安平町水道事業会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和5年度安平町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により提案するものである。

令和5年度安平町水道事業会計予算について提案説明をします。令和5年度予算の収入合計は4億6882万8000円で前年度予算対比9621万5000円の増額、率で25.8%の増となります。また支出合計は5億559万1000円で前年度予算対比1058万2000円の減額、率で2.1%の減となります。それでは予算書の表紙を1枚めくっていただきましてご説明します。

（総則）

第1条 令和5年度安平町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数3400戸。(2) 年間総配水量78万6900m³。(3) 1日平均配水量2150m³。(4) 主要な建設改良事業、末端排水管整備事業740万3000円、基幹管路耐震化整備工事982万3000円、北進浄水場機器更新工事3300万3000円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入第1款水道事業収益3億7524万7000円、各項は記載のとおりです。1ページめくりまして支出第1款水道事業費用3億2235万8000円、各項は記載のとおりです。収益的収入および支出は年度内における事業運営にかかる収入事業運営にかかる収入と費用を整理したもので、収入は水道料金や一般会計繰入金など、支出は水道施設の維持管理経費や職員人件費などとなります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出に対して不足する額89,652千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,859千円、当年度損益勘定留保資金39,642千円、減債積立金43,151千円で補填するものとする。)

収入第1款資本的収入9358万1000円、各項は記載のとおりです。支出第1款資本的支出1億8323万3000円、各項は記載のとおりです。資本的収入及び支出は年度内における資本形成に伴う収支を整理したもので水道管の敷設にかかる工事費やその財源となる企業債の借入などとなります。次のページに移ります。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、水道事業、限度額3960万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費についてはその経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費3448万7000円。次のページに移ります。

(他会計からの補助金)

第9条 地方公営企業法第17条の2の規定により、一般会計からこの会計への補助を受ける金額は87,518千円である。

(なた卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,811千円と定める。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

続いて事項別明細書により説明します。21 ページをお開きください。収益的支出1款水道事業費用は3億2235万8000円で前年度比376万5000円、1.2%の減額となります。この内訳として1項1目原水及び浄水費は水道の水源から浄水場にかかる経費で、浄水場など水道施設の運転管理経費を計上しており水道施設の電気料金及び人件費の高騰、また水源土砂除去にかかる残土処理回数の増加により前年度比910万3000円の増額。22 ページにまたがる2目配水及び給水費は配水管及び給水装置にかかる経費で技術系職員2名分の人件費。交換用量水器購入費、量水器交換工事費等を計上していますが、職員1名分の人件費減額などにより前年度比599万9000円の減額。23 ページにまたがる3目総係費は職員2名分の人件費及び事務経費などを計上していますが、23 ページ中段12節委託料で水道事業基本計画の業務完了等により前年度と比較して255万9000円の減額となっています。4目減価償却費は建物及び機器類等の固定資産減価償却費を計上しています。5目資産減耗費、6目その他営業費用は科目設定となります。2項1目支払利息及び企業債取り扱い諸費は企業債の償還利息。2目は消費税及び地方消費税を計上しています。24 ページ3項1目過年度損益修正損は科目設定。4項1目予備費については前年同額の50万円を計上しています。

次に20 ページに戻りまして収益的収入を説明します。1款水道事業収益は

3億7524万7000円で前年度比8183万6000円、27.9%の増額となります。この内訳として1項1目給水収益は水道料金を計上しており水道利用者が戸数にして40戸減少していることから322万8000円の減額。2目その他営業収益は給水工事手数料等を計上しており、口径75mmなどの大口径分の減少により44万円が減額となります。2項1目受け取り利息及び配当金は預金利息として科目設定。2目補助金は一般会計繰入金として企業債償還金利息分を計上し、3目雑収益は水道事業会計の経営安定化を図るための他会計負担金及びリンク専用水道等給水施設の受託収入等を計上し、4目長期前受金戻入は減価償却費に対する戻入分として9940万2000円を計上しています。以上の結果、収益的収支の差し引き5288万9000円を将来の施設更新に備えるべき財源、また4条予算である資本的収支の補填財源として計上します。

次に26ページ資本的支出1款資本的支出は1億8323万3000円で前年度比681万7000円、3.6%の減額となります。この内訳として1項1目配水設備改良費は追分浄水場非常用発電装置設置工事の完了等により1208万1000円の減額となります。令和5年度の主な事業としては3節委託料は北進配水池の更新にかかる設計委託料として2240万7000円。4節工事請負費は基幹管路耐震化整備工事敷設延長90m、追分旭地区の末端排水管整備工事敷設延長160m、また北進浄水場の水道施設自動運転制御システム及び北進浄水場早来地区配水池の集中監視システムの更新改修工事を計上しています。2目営業設備費は新築等による水道メーターの新規購入費を計上しています。2項1目企業債償還金は起債償還元金を計上し、災害復旧費及び緊急連絡管敷設工事の元金償還開始により前年度比533万3000円の増額計上となっています。3項1目予備費については前年同額の50万円を計上しています。

次に25ページに戻りまして資本的収入を説明します。1款資本的収入は9358万1000円で前年度比1437万9000円、18.2%の増額となります。この内訳として1項1目企業債は企業債対象事業費の増額により1090万円の増額。2項1目他会計負担金は一般会計繰入金として3基分の消火栓設置経費及び地方債償還元金元金分の財源計上により前年度比369万3000円の増額。2目工事負担金は対象事業の完了により計上なしとなります。

以上の結果、資本的収支の差し引きで不足する額8965万2000円。この8965万2000円については当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額685万9000円、当年度損益勘定留保資金3964万2000円並びに減災積立金4315万1000円で補填するものとなります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○委員長（鳥越真由美君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本会計については収益的支出からページごとに質疑を行います。21ページをお開きください。21ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) ないようですので22、23ページをお開きください。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) なければ24ページ。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) なければ収益的支出の質疑を終わり、収益的収入の
質疑を行います。20ページをお開きください。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) なければ収益的支出及び収入の質疑を終わり、次に
資本的支出の質疑を行います。26ページをお開きください。ありませんか。

[高山委員挙手]

○委員長(鳥越真由美君) 高山委員。

○10番(高山正人君) 26ページの委託料についての北進配水池の新設工事の
実施設計を行うということなのですが、今ある貯水池の更新になると思うの
ですが、今の状態より違う地域に新設するということになっていますが、こ
れは水流として増減することができるのかどうか。また位置的にはもっと上
に向かうのか、その辺についてわかることを教えてください。

[谷村水道課参事挙手]

○委員長(鳥越真由美君) 水道課参事。

○水道課参事(谷村英俊君) 北進配水池については耐震化を行うとともに将来
的に配水池を1か所に集約できないかといった想定も含めて実施設計を委
託するものとなります。現状では北進配水池が837 m³の容積、栄町配水池が
708 m³の容量がありますが、今回の計画では容量950 m³の配水池1池を設計
する内容となっています。場所についてはその現状の建物、現状埋まってい
るのですが現状のところの近隣に同じような形で埋めた形の配水池ができ
るのか、それとも貯水塔というか富岡とか臨空みたいな貯水塔にしなければ

ならないのかとか、場所の選定も含めて委託内容となっていますので、まだはっきり決まっていないのが現状です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他に 26 ページありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ資本的収入の質疑を行います。25 ページをお開きください。25 ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ以上で支出及び収入の質疑を終わり総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 何点か伺いたいのですが、一時借入金の限度額を 3000 万から 4000 万に上げた理由が 1 点。

あと急きょ他会計からの補助金が追加された要因が 2 点目。

3 点目が令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の損益計算書及び貸借対照表においてこちら損失が利益になったのですが、そちらの要因をお知らせいただきたいのが 3 点目。

あと未収金がちょっと増えているようですが、いくらかでも回収の目途が立っているのかということと、あと未払金の増額要因も合わせてお願いします。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） まず一借の金額ですが起債の借入額と同額程度ということで設定しています。それと他会計補助金ですが、予算の説明の中でも若干触れたのですが今回予算の中では 20 ページの 1 款 2 項 3 目雑収益の 1 節負担金の説明欄に他会計負担金が 8751 万 8000 円というのがあるのですが、こちらが水道事業経営安定化のために 7700 万円を一般会計から繰り入れています。この収益がその増額の大きな要因となっています。こちらですが、なぜ 7700 万円を一般会計から繰り入れているのかですが、12 月議会の中でも収益的収支の財源補填に充てるために減災積立金を取り崩して 7800

万円を未処分利益剰余金の方に充てたのですが、それぐらい水道の経営に関しては災害復旧もあったのはあったのですが、あとは管路の更新の時期がもう迫ってきているですとか、給水収益がなかなか得られないという状況になっていますので、そういった財政面の安定化を図るため一般会計から繰り入れた、これが他会計負担金の理由というか大きなものとなって、3番の損失が利益に変わったというのも恐らくそれが大きな要因になっています。

それと未収金については確かに大きくなってきております。これは継続した課題になるのかなとは思いますが、滞納者との面談を多く実施しながら税や公住の担当者と連携して、また夜間徴収ですとか分納による債権回収を行いながら未収金をなくすように取り組むしかないのかなといったところです。

それと最後の未払金なのですが、ちょっと金額が大きくなってはいるのですが会計の都合と言ったら言い方が悪いのですが3月末で会計を閉じてしまう関係上、現状で未払いで残っている数字になっています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 今伺ったところ財政がひっ迫してきているのがよくわかったのですが、水道ビジョンに確か記憶が違わなければ水道ビジョンによって決定していくと言っていたのですが水道料金も上げざるを得なくなってくるのかなというふうに思うのですが、なるべく抑えた形で進められたらという努力をされているとは会計からも繰り入れてやっているかと思いますが、その辺の今年度の見通し、今後のことも含めてどうでしょうか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 水道料金の改正含めて水道ビジョンの策定がどういうふうに進んでいるのか説明させていただきたいと思います。水道ビジョンの策定ですが、本来予算上では令和4年度の予算の中で水道ビジョン策定費と載っていたと思うんですけども、実際にかかる経費と言いますか施設の更新ですとか補助金など精査しながら策定することが必要であって、まず配水池について令和5年度に北進配水池の実施設計を行って、その後令和6年度にその設計を元にして概算要望を行います。その概算要望が通れば7年度8年度で配水池の建設を行っていくのですが、ちょっとスパンが長くなってきます、一つの工事のおいても。浄水場の更新につきましては色々方法はあるのですがポンプや取水設備、計器類だけの本当に必要な部分だけの工事をやって、ある程度期間を延命させながら補助がつく時ぐらいまで延命させ

て、補助がついてから構築物を建て替えるという方法もありますし、現状の配水池が終わった段階で北進浄水場を建て替えるという方法もありますし、更にいくと現在の水源が持つのかどうかというところの調査もしていこうと思っています。富岡は井戸なのですが富岡の井戸ももうちょっと場所を変えたら、もう少し深く掘ったらもっと良質な水が出るかもしれないこともあるので、そういったこともやりながら調査を進めていく、それとあと考えられるところは町内の水源だけではなくて今度は広域化も考えてそういった協議も踏まえながら総合的に判断して水道ビジョンを策定していきたいと考えているところです。言えるところは先ほどの財政が厳しいという話をしましたが、料金改正は必要であるということと料金改正をする前には水道ビジョンを策定して議会、議員の皆様そして町民の皆様に提示して理解をいただきたいと思っています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に反対の方の発言を認めます。反対の方の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 討論なしと認め、これから採決します。本委員会に付託された議案第 24 号、令和 5 年度安平町水道事業会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（鳥越真由美君） 以上をもちまして本特別委員会に付託された令和 5 年度安平町一般会計、4 事業特別会計及び水道事業会計予算の審査を全て終了しました。それぞれ審査を行った結果については本会議において全会計とも原案のとおり可決すべきものと決定したことを報告します。

尚、それぞれの審査の過程で各委員から出された意見、提言などについては予算執行時に活かされますことを期待致します。委員の皆様並びに町長は

じめ職員の皆様のご協力によりまして無事委員会を終了することができました。心より感謝申し上げます。これを持ちまして予算審査特別委員会を閉会します。大変お疲れ様でした。

尚、議長から本会議を 16 時 15 分から再開するとの報告を受けていますのでお知らせします。

閉会 午後 4 時 04 分

会議の経過を記録してその相違ないことを証するため、安平町議会委員会条例第 26 条第 1 項及び安平町議会会議規則第 123 条の規定を準用し、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

副委員長

署名委員

署名委員